

緑豊かな自然と共生する
安全で健康な文化都市・北本

北本市環境基本計画 年次報告書

平成21年度版（平成20年度の状況）

北 本 市

第1章 総説

第1節 北本市の概要

1	位置・交通	1
2	沿革	1
3	人口・世帯	2
4	産業	2
5	土地利用	3
6	組織体制	5

第2節 環境基本計画の概要

1	計画の目標	6
2	施策の体系	8
3	計画の進行管理	9

第2章 環境の現状と取組の状況

総 評

	市が講じる施策の方針一覧	10
	環境基本計画の進捗状況	12
	平成20年度の取組みの中で進捗度が上がった目標事項	17
	縄文時代のタイムカプセル デーノタメ遺跡	20
	凡例（第2章第1節から第3節までの見方）及び◆進捗状況の評価基準について	21

第1節 自然と人間の共生する環境

1	自然環境の保全と創造	22
2	自然性の高い水路や河川敷の保全と創造	27
3	豊かな農地の保全と創造	28
4	公園の整備	31
5	市街地や住宅敷地の緑化の推進	34
6	道路の緑化の推進	36
7	野生生物の保護	37
8	歴史的・文化的環境の保全と創造	38
9	豊かな都市景観の創造	41

第2節 環境への負荷の少ない地域社会の実現

10	空気の清浄さの維持	43
11	水の清浄さの維持	46
12	土壌汚染の防止	50
13	騒音・振動の防止	52
14	悪臭の防止	54
15	化学物質による汚染の防止	55
16	省資源・省エネルギーの推進	56
17	廃棄物の減量とリサイクルの推進	57
18	循環型ごみ処理方法の推進	60

第3節 地球環境を守る地域からの取り組みの推進

19	地球環境問題への取り組み	64
20	環境教育・環境学習の振興	66
21	情報の提供	68
22	市・市民・事業者・民間団体の協働（パートナーシップ）	70
23	国・県や他の地方公共団体との連携	71
24	環境影響評価の推進	72
25	環境監査の普及	73

資 料

・北本市環境基本計画「年次報告書」（平成20年度版）について（答申）	74
・環境審議会答申に対する市の対応方針及び審議会審査経過	76
・環境基本計画を改定しました	77
・北本市環境マネジメントシステムの概要	82
・北本市環境マネジメントシステムの取組実績	84
・北本市地球温暖化対策実行計画の取組実績	87
・グリーン購入実績	89
・河川・用排水路等水質分析結果	90
・大気測定結果	92
・ダイオキシン類分析結果	93
・旧環境基本計画における目標進捗状況	97
・用語解説	100

第1節 北本市の概要

1 位置・交通

本市は、埼玉県のほぼ中央に位置し、北及び東は鴻巣市、南は桶川市、西は荒川を境に吉見町、川島町に接しており、東西 5.8km、南北 5.3km、面積 19.84 km²を有し、都心から約 45 km 圏に位置しています。

市の中心部を JR 高崎線が走り、上野駅まで 45 分で結ばれています。さらに、平成 13 年 12 月には湘南新宿ラインが開通し、現在では新宿駅まで 50 分で結ばれ、都心、京浜方面への交通利便性が高まりました。また、南部地域には新駅の設置も検討されています。

道路については、国道 17 号線が南北に JR 高崎線と平行しています。また、首都圏中央連絡自動車道、川島 IC～八王子 JC 間の開通により都心を迂回し中央自動車道への乗り入れが容易になり、山梨、南信方面へ交通利便性が向上されました。今後のさらなる発展が期待されます。

2 沿革

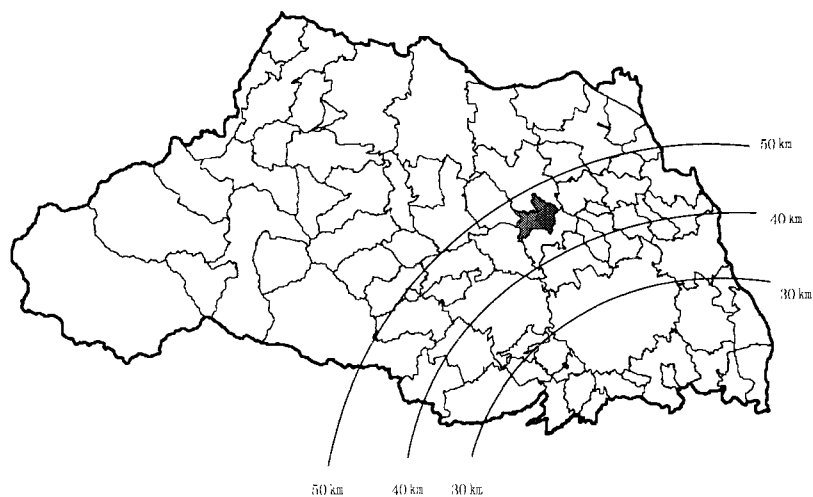
今日の北本の原型となるようなまち並みが形成されたのは、江戸時代の初期に現在の市の中心である北本駅東口周辺が中山道の宿場となったことが始まりです。

市域は、明治初期には 14 の村からなっていましたが、明治 22 年の町村制施行により石戸村と中丸村となりました。昭和 18 年に両村が合併して北本宿村となり、農村として静かな環境のもとに、昭和 34 年に町制施行により北本町となりました。

町制施行当時は、人口 15,300 人、世帯数 2,849 世帯でしたが、その後、日本経済の高度成長の中で、首都近郊都市として人口流入が進み、昭和 46 年に現在の独立行政法人都市再生機構北本団地の開発もあいまって、人口は 33,561 人、世帯数 8,667 世帯となり、埼玉県の 33 番目の市として現在の北本市が誕生しました。

その後も住宅都市としての発展を続け、平成 20 年現在、人口 7 万人を超える都市となっています。

図 1-1 北本市の位置



3 人口・世帯

本市は首都圏の住宅都市として人口の増加が続いてきましたが、近年ではその伸びも鈍化傾向にあります。平成20年10月1日現在の人口は、70,667人（男35,354人、女35,313人）で、平成12年からの8年間で851人、率として1.2%増となっていますが、増加率は横ばい状態にあります。

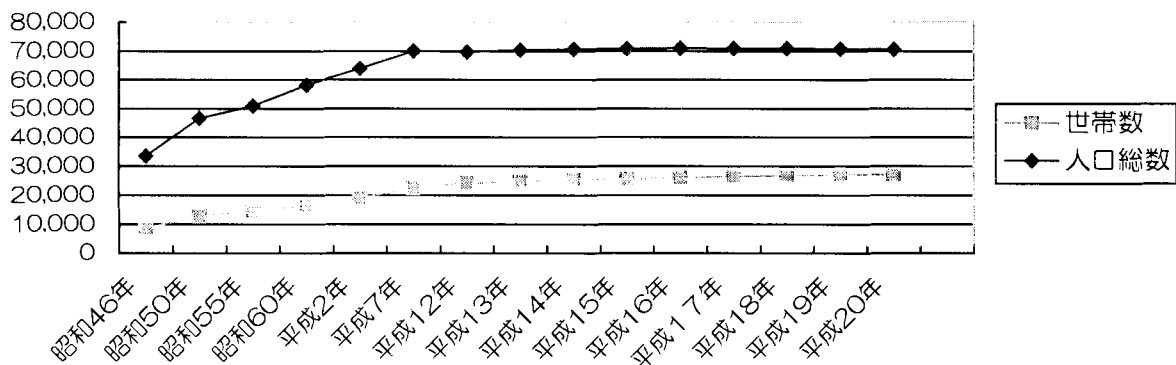
世帯数は、27,153世帯でこの8年間で3,157世帯、13.2%の増加が見られ、核家族化が引き続き進行しています。

表1-1 世帯数・人口の推移

区分	世帯数	人口総数	男	女
昭和46年	8,667	33,561	16,999	16,562
昭和50年	12,880	46,665	23,619	23,046
昭和55年	14,077	50,970	25,660	25,310
昭和60年	16,498	58,172	29,185	28,987
平成2年	19,043	63,916	32,100	31,816
平成7年	22,461	70,139	35,204	34,935
平成12年	23,996	69,816	35,054	34,762
平成19年	27,076	70,940	35,504	35,436
平成20年	27,153	70,667	35,354	35,313

(各年10月1日現在、資料：住民基本台帳 単位：人)

図1-2 世帯数・人口の推移



4 産業

平成18年に実施した事業所・企業統計調査（簡易調査）によると、就業者（従業者）数は19,881人で、産業大分類別従業者数（民営）は、「卸売・小売業」が4,821人で全体の24.2%を占めて最も多く、以下「サービス業」「製造業」「医療、福祉」「飲食店、宿泊業」の順で続いており、これら5産業で全体の79.5%を占めています。

平成16年の調査と比べると、全体で2,963人の増加となっており、「サービス業」が946人の増（40.0%増）、「医療・福祉」が619人の増（31.4%増）などとなっています。

一方、減少したのは「建設業」が105人の減（8.0%減）「金融・保険業」が31人の減（10.9%減）などとなっています。

5 土地利用

地目別土地面積の状況は、平成21年1月1日現在、宅地が40.0%、次いで畑が27.2%、雑種地が8.2%となっています。15年前（平成5年）の状況と比較してみると、田・畑が5.0ポイント99ha、山林が1.6ポイント32.3ha減少したのに対して、宅地が4.0ポイント79.5ha増加し、都市開発による宅地化が進み田・畑・山林等、緑のオープンスペースが、年々減少している状況となっています。

また、都市計画区域の面積割合は、市域の34.4%が市街化区域、市街化調整区域は65.6%となっています。

表1-2 地目別土地面積の推移

単位：ha（各年1月1日現在）

年	総面積	田	畑	宅地	山林	池沼	原野	雑種地	その他
平成元	1,963.0	96.5	645.0	675.2	124.0	—	1.6	115.9	304.8
2	1,981.0	90.8	640.1	691.7	120.0	—	1.6	118.1	318.7
3	1,981.0	90.0	633.3	698.7	119.0	—	1.6	119.3	319.1
4	1,981.0	89.6	625.9	704.3	117.0	—	1.5	122.1	320.6
5	1,981.0	87.3	614.3	713.8	114.4	—	1.5	126.4	323.3
6	1,981.0	77.2	603.2	726.5	102.9	—	1.5	145.5	324.2
7	1,981.0	67.8	598.3	736.7	101.3	—	1.5	149.1	326.3
8	1,984.0	67.2	592.7	740.2	99.7	—	1.5	152.1	330.6
9	1,984.0	66.8	587.9	746.1	97.8	—	1.5	150.7	333.2
10	1,984.0	66.4	581.4	751.8	96.5	—	1.5	152.3	334.1
11	1,984.0	66.1	577.1	756.1	95.6	—	1.5	150.0	337.6
12	1,984.0	64.8	572.4	758.6	94.9	—	1.5	158.4	333.4
13	1,984.0	64.6	565.3	763.9	93.3	—	1.5	159.8	335.6
14	1,984.0	64.3	562.1	768.2	91.7	—	1.5	159.5	336.7
15	1,984.0	64.1	557.9	771.9	89.5	—	1.5	161.7	337.4
16	1,984.0	64.1	555.5	777.1	88.0	—	1.5	158.9	338.9
17	1,984.0	64.0	552.5	781.8	86.4	—	1.5	158.4	339.4
18	1,984.0	63.9	549.2	784.8	85.4	—	1.5	159.3	339.9
19	1,984.0	63.9	544.1	789.2	83.3	—	1.5	161.5	340.5
20	1,984.0	63.5	539.1	793.3	82.1	—	1.5	163.5	341.0

資料：税務課

表1-3 都市計画区域面積及び都市計画用途地域別面積

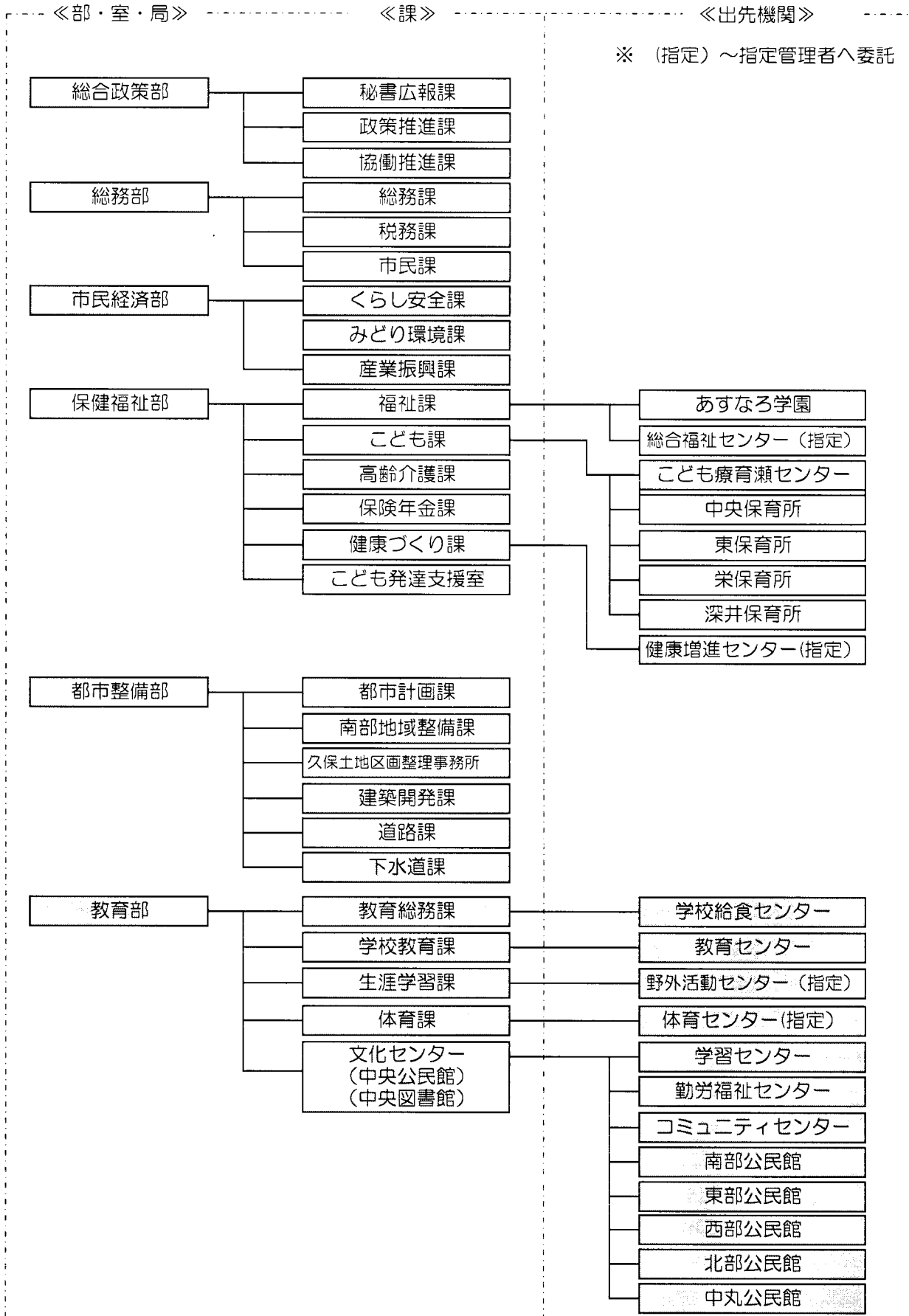
平成21年4月1日現在

区分		構成比 (%)
●都市計画区域	1,984.0	100.0
市街化区域	683.0	34.4
市街化調整区域	1,301.0	65.6
●都市計画用途地域	※ 745.0	100.0
第一種低層住居専用地域	341.9	45.9
第一種中高層住居専用地域	88.4	11.9
第二種中高層住居専用地域	8.5	1.1
第一種住居地域	171.2	23.0
第二種住居地域	46.5	6.2
準住居地域	19.0	2.5
近隣商業地域	9.5	1.3
商業地域	9.0	1.2
準工業地域	22.0	3.0
工業専用地域	29.0	3.9

※ 用途地域面積＝市街化区域面積683.0ha＋旧暫定逆線引区域面積62ha

資料：都市計画課

6 組織体制（平成21年3月31日現在）



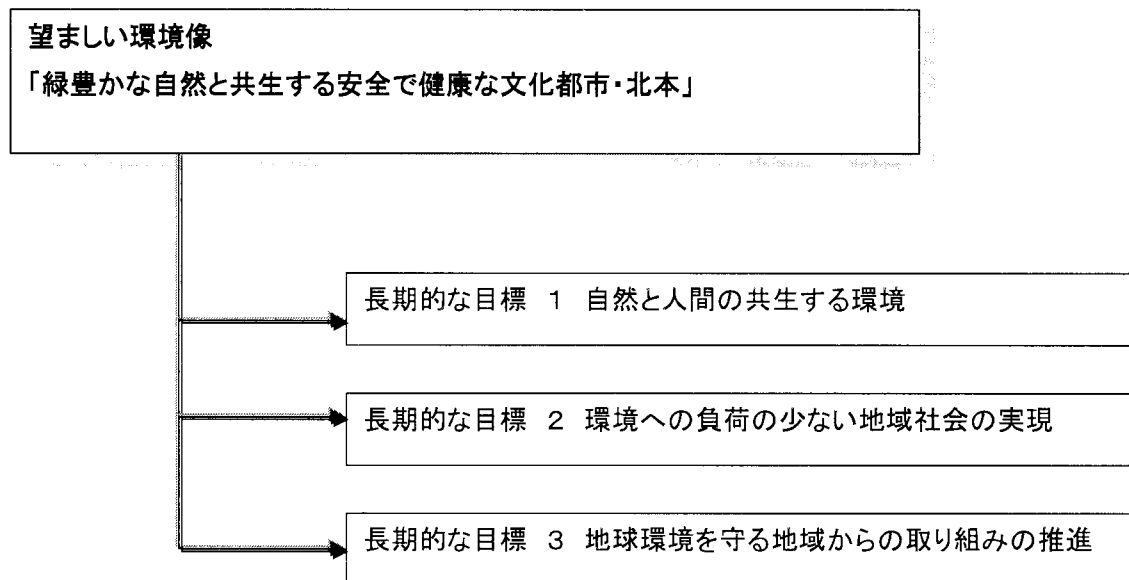
第2節 環境基本計画の概要

1 計画の目標

(1) 望ましい環境像

環境面からみた北本市の将来あるべき姿を、「緑豊かな自然と共生する安全で健康な文化都市・北本」として掲げています。

北本市には、屋敷林・農地・雑木林・谷津・荒川の清流など、身近な自然や豊かな自然が残されています。私たちは、自然環境の大切さを理解して、環境の保全と創造を進め、将来の世代へ継承していかなければなりません。また、大量生産、大量消費、大量廃棄のシステムを改めて、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会をつくり、ずっと暮らし続けたいまち・北本とするため、市・市民・事業者・民間団体が、それぞれの役割を自覚した積極的な取り組みを進めていくことが求められています。



(2) 長期的な目標

北本市の望ましい環境像である「緑豊かな自然と共生する安全で健康な文化都市・北本」を実現するために、次の三つの長期的な目標を設定しました。

長期的な目標1 自然と人間の共生する環境

北本市は、かつて武蔵野の面影を残す雑木林や荒川の清流など豊かな自然に恵まれていましたが、都市化の進展などにより、農地・雑木林・谷津など多くの自然が失われつつあります。

私たちを取りまく自然環境は、生命をはぐくむ母体であり、多様な野生生物の生育・生息の場、水循環の場、人の精神にやすらぎを与える場、文化を培う場などとして、効率や金銭などでは計ることのできない貴重な財産となっています。現在に生きる私たちは、この大切な財産を健全な状態で後世に伝える責任があります。

長期的な目標2 環境への負荷の少ない地域社会の実現

北本市のごみ排出量は年々増加する傾向にあり、その処分のためには多くの費用が必要となっています。また、日常生活に欠くことのできない電気・ガスの使用や自動車の利用は、化石燃料を燃焼し、二酸化炭素や窒素酸化物、硫黄酸化物などを排出するため、大気汚染や地球温暖化の一因となっています。

また、最近、特に健康や次世代への影響が心配されているダイオキシンや外因性内分泌かく乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）、光化学オキシダントなどの化学物質に関連する問題は、経済性・利便性や快適さを追求する私たちの生活や事業活動を支える、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムへの警鐘となっています。有害な化学物質については、適切な情報の提供や危機（リスク）の回避方法の周知が必要です。

このような環境への負荷を増幅する問題に対しては、私たちの生活様式（ライフスタイル）の見直しを図り、環境への負荷の小さな地域社会を作りあげることが、根本的な問題解決策として重要です。

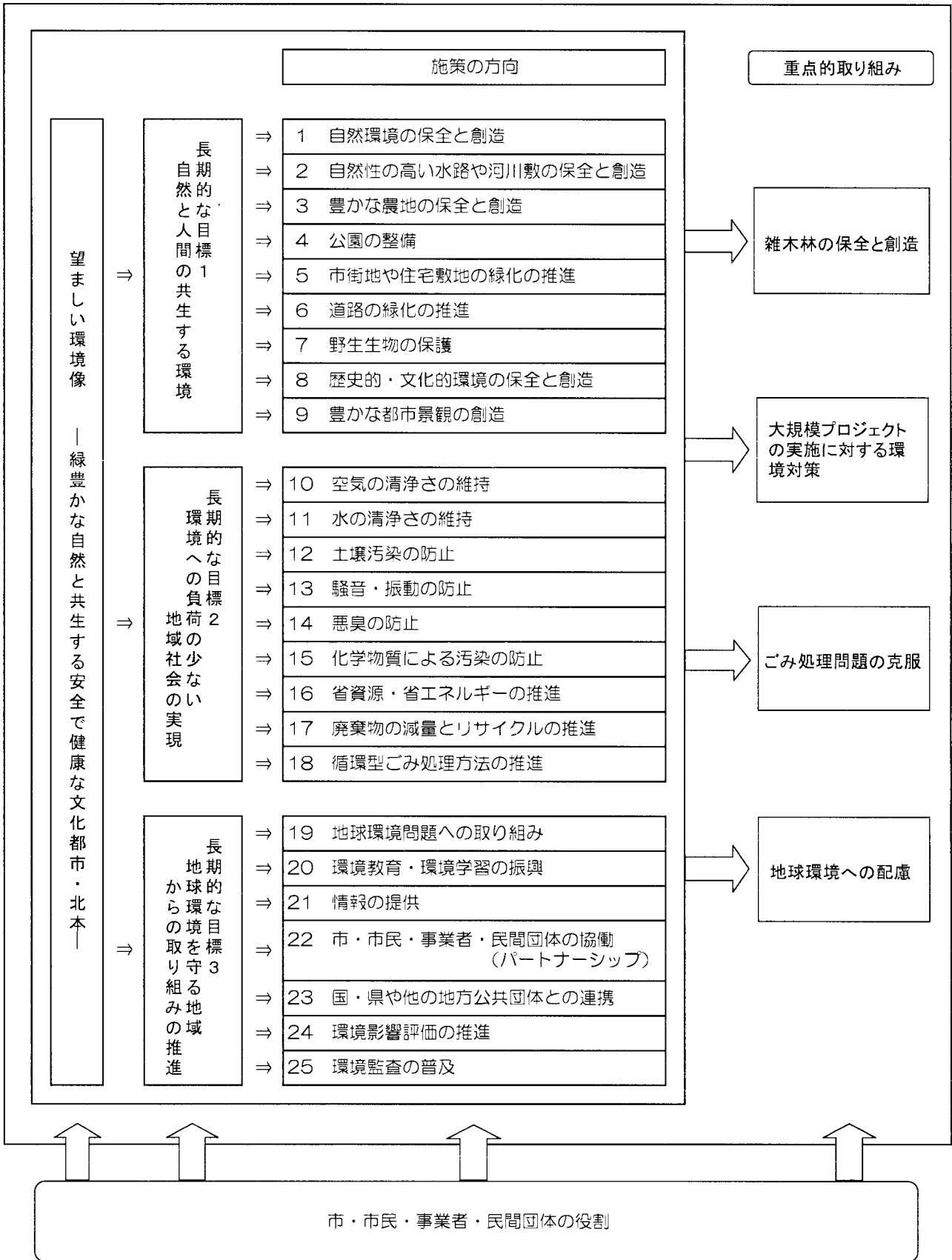
長期的な目標3 地球環境を守る地域からの取り組みの推進

私たちの暮らしの快適さは、天然資源を大量に採取し、エネルギー源または生産・生活物質の材料として大量に消費し、それに伴って発生する大量の廃棄物や排出ガス・排水などを自然環境に放出することで成り立っていますが、大気や河川、海洋、土壌、動植物など、基盤となる自然環境の浄化能力や再生能力（環境容量）には限りがあります。

人間活動の影響は、地球という有限な惑星にとってあまりにも巨大となり、地球温暖化や酸性雨、オゾン層の破壊をはじめとする、多様で深刻な環境問題を引き起こしています。

緑豊かな自然環境を確保することによって、環境への負荷の少ない地域社会を実現し、地球環境を守るためには、北本市を構成するすべての主体（市・市民・事業者・民間団体）が環境保全の観点から日常の生活や事業活動を見直し、地域からの自主的な取り組みを推進していくことが必要です。

2 施策の体系

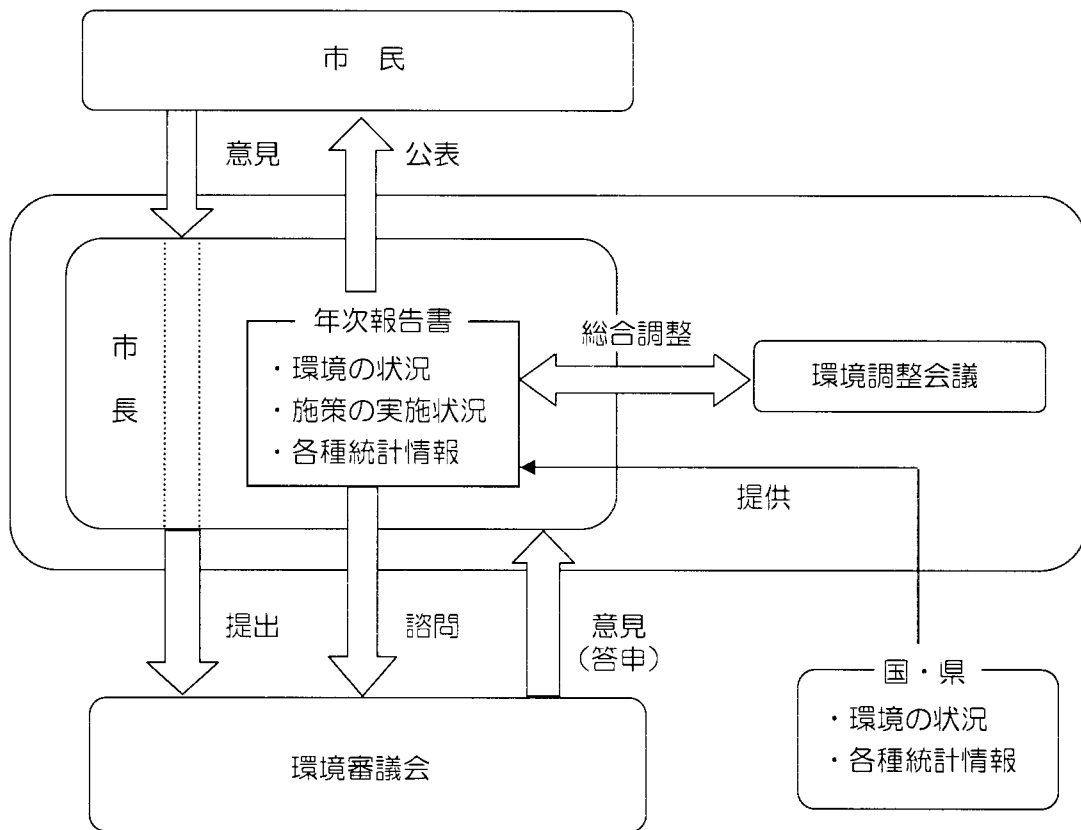


3 計画の進行管理

環境基本計画に掲げた目標を実現するため、目標の進捗度や施策の進捗状況を定期的に把握・評価する進行管理が必要です。

進行管理は、年次報告書の作成・公表（下図参照）により行います。環境基本計画第3章に示された目標などについて環境情報の収集・調査・観測・監視を行い、その結果を環境施策の実施状況とともに年次報告として公表し、北本市環境審議会の意見を聴き、環境調整会議において必要な総合調整を行います。

■進行管理の仕組み



市が講じる施策の方針について

北本市環境基本計画では、北本市の望ましい環境像である「緑豊かな自然と共生する安全で健康な文化都市・北本」を実現するために三つの長期的な目標を掲げています。この長期的な目標を実現するために25の「施策の方向」を示しています。さらに「施策の方向」それぞれについて「平成27年度までの目標・93項目」、「市が講じる施策の方針」が示されています。それぞれの施策の方針を考慮しながら市の事務事業を総合的に推進することによって、平成27年度までの目標へ到達することが求められています。

以下に市が講じる施策の一覧を掲示します。

市が講じる施策の方針一覧

長期的な目標	施策の方向	市が講じる施策の方針
1 自然と人間の共生する環境	1 自然環境の保全と創造	1 雑木林や屋敷林の保護・保全 2 湧水や谷津の保護・保全 3 緑の保全・創造 4 自然保護に関する住民団体への支援
	2 自然性の高い水路や河川敷の保全と創造	1 河川の清流化・自然回復と、親水性に配慮した水辺環境の整備 2 緑と水のネットワークの推進 3 水辺を利用した環境教育の推進
	3 豊かな農地の保全と創造	1 農地や生産緑地の保全 2 農業支援の構築 3 環境保全型農業の推進 4 農地を利用した環境教育・環境学習の推進
	4 公園の整備	1 公園・緑地の創造
	5 市街地や住宅敷地の緑化の推進	1 緑化の推進 2 農薬や化学肥料を使わない緑の維持管理の普及
	6 道路の緑化の推進	1 道路緑化の推進 2 水と緑のネットワーク
	7 野生生物の保護	1 生物多様性の保持による生態系の保全 2 ビオトープづくり
	8 歴史的・文化的環境の保全と創造	1 歴史的遺産の保存と活用
	9 豊かな都市景観の創造	1 魅力ある都市景観の形成 2 清潔なまちづくりの推進
2 環境への負荷の少ない地域社会の実現	10 空気の清浄さの維持	1 自動車排出ガス対策の推進 2 大気汚染発生源対策の推進
	11 水の清浄さの維持	1 生活排水などの浄化対策の推進 2 健全な水循環の構築 3 水質汚濁防止体制の推進 4 公共下水道の整備促進 5 水資源の有効利用

市が講じる施策の方針一覧

長期的な 目標	施策の方向	市が講じる施策の方針
2 環境への負荷の少ない地域社会の実現	12 土壌汚染の防止	1 不法投棄・埋め立てなどに伴う土壌汚染防止対策の推進 2 化学物質による土壌汚染防止活動の推進
	13 騒音・振動の防止	1 騒音・振動防止活動の推進
	14 悪臭の防止	1 悪臭防止活動の推進
	15 化学物質による汚染の防止	1 化学物質による汚染防止体制の推進 2 化学物質による汚染防止活動の推進
	16 省資源・省エネルギーの推進	1 省資源・省エネルギー、再利用化の推進 2 新エネルギーの導入
	17 廃棄物の減量とリサイクルの推進	1 ごみの減量化・再資源化運動の推進、資源有効活用の奨励
	18 循環型ごみ処理方法の推進	1 廃棄物の適正処理の推進 2 ゼロエミッション構築の検討
3 地球環境を守る地域の取り組みの推進	19 地球環境問題への取組み	1 地球温暖化防止対策の推進 2 オゾン層破壊防止対策の推進 3 酸性雨対策の推進 4 その他、地球規模の環境問題に対する対応
	20 環境教育・環境学習の振興	1 学校における環境教育・環境学習の推進 2 市民等に向けた環境教育・環境学習の推進
	21 情報の提供	1 環境情報の収集 2 環境情報の提供
	22 市・市民・事業者・民間団体の連携(パートナーシップ)	1 環境保全活動への支援 2 市・市民・事業者・民間団体の連携
	23 国・県や他の地方公共団体との連携	1 国・県との連携 2 他の地方公共団体との連携
	24 環境影響評価の推進	1 国・県の環境影響評価制度の活用 2 市の環境影響評価制度の整備
	25 環境監査の普及	1 市の環境監査推進 2 事業所の環境監査支援

環境基本計画の進捗状況

市は、環境基本計画が策定された平成12年3月以降、計画に掲げた目標を達成するために、目標の進捗度や施策の進捗状況を定期的に把握・評価し、その結果を毎年、「環境基本計画年次報告書」に取りまとめ、公表してきました。この間、市を取り巻く環境に関連する課題へ変化に対応した環境行政を推進するために平成20年3月に環境基本計画の改定を行いました。

改定された計画に対する進捗状況をつぎのとおり掲載します。また、平成19年度（平成20年3月）までの旧計画に基づいた進捗状況と総合評価を資料として掲載します。

進捗状況の把握に際しては、環境基本計画の長期的な目標に対する25の「施策の方向」ごとの「市が講じる施策の方針」に係る個別事業の取り組み状況を把握し、環境基本計画の計画期間である平成27年度までに到達を目指す水準に対する各年度終了時の進捗状況を判定し、「目標進捗状況」として示してきています。さらに、各施策の方向ごとの総合評価を掲載します。

目標進捗状況の評価基準について

進捗度	判定内容	進捗度
A	目標を概ね達成している	100%～81%
B	目標に向けて成果をあげている	80%～61%
C	目標に向け施策・事業が進んでいる	60%～26%
D	目標に向け施策・事業を着手しはじめた	25%～1%
E	未着手	0%
Ⓔ	市が該当すべき事業がない場合	0%

目標進捗状況概況

進捗度	判定内容	H20年(2008)度までの目標数	
A	目標を概ね達成している	12目標	12.9%
B	目標に向けて成果をあげている	18目標	19.4%
C	目標に向け施策・事業が進んでいる	27目標	29.0%
D	目標に向け施策・事業を着手しはじめた	15目標	16.1%
E	未着手	20目標	21.5%
Ⓔ	市が該当すべき事業がない場合	1目標	1.1%
	計	93目標	100.0%

総合評価の評価方法について

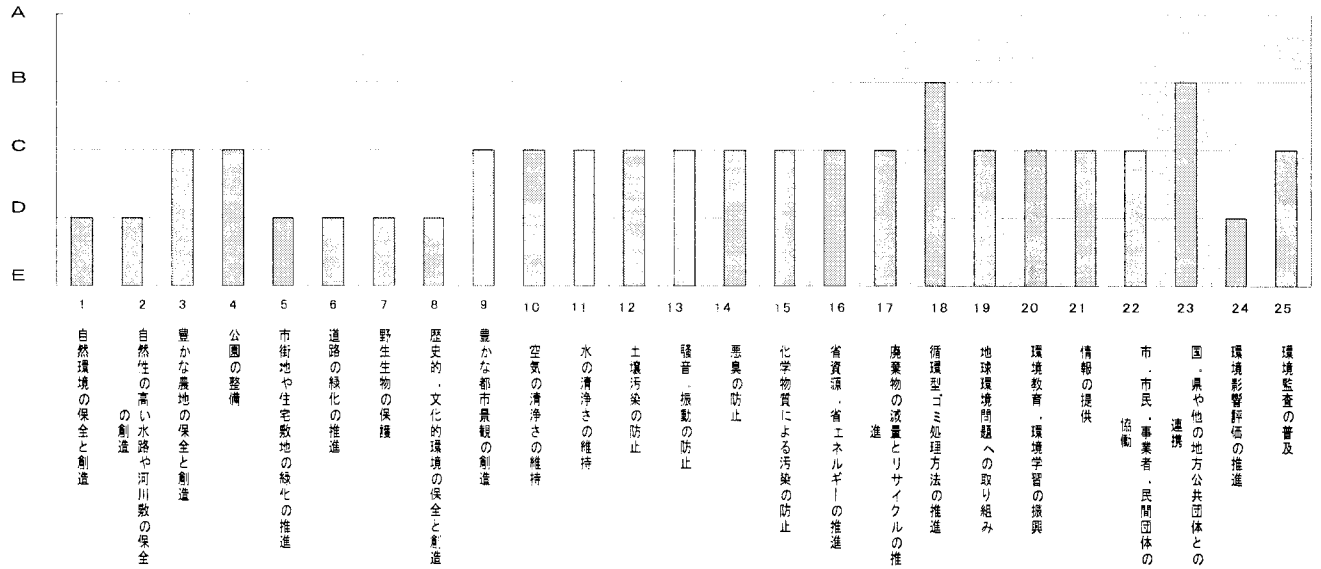
各「施策の方向」中の目標進捗状況の評価A～Eをそれぞれ指数化し、施策の方向の中での平均値をA～Eにランクづけをしました。

目標進捗度	指数	総合評価	指数平均値
A	90	A	100～81
B	70	B	80～61
C	50	C	60～26
D	25	D	25～1
E	0	E	0
Ⓔ	0	—	—

総合評価での進捗状況概況

進捗度	判定内容	施策の方向数	
A	目標を概ね達成している	0	0%
B	目標に向けて成果をあげている	2	8%
C	目標に向け施策・事業が進んでいる	16	64%
D	目標に向け施策・事業を着手しはじめた	7	28%
E	未着手	0	0%
	計	25	100.0%

総合評価



各施策の方向総合評価 (P14・P15・P16より)

平成 20 年度から「新たな環境基本計画」を掲げることになりましたが、平成 19 年度までの取り組みに対し継続性をもって検証する必要があります。平成 20 年（2008）度までに、市の事業として取り組みが未着手（E）のものが、全目標（93 目標）のうち 21 目標あります。進捗度が低い主な取り組みとしては、E 及び D まで含めた 25 の施策の方向単位で見ると、「2.自然性の高い水路や河川の保全と創造」「5.市街地や住宅敷地の緑化の推進」「6.道路の緑化の推進」「7.野生生物の保護」など、自然と人間の共生する環境に関する目標に数多く見られます。これらの取り組み内容から見ると、調査や情報・指針などの作成、市の単独事業として対応しにくい事業や大規模プロジェクト等への要請、市民・市民団体・事業者の協力が不可欠な取り組みなど、対応が長期にわたり、財政上対応が難しい取り組みなどに多く見られます。

また、各「施策の方向」に対する総合評価では、Cランク（目標に向け施策・事業が進んでいる）に達している「施策の方向」が64%、Dランク（目標に向け事業を着手しはじめた）の「施策の方向」が28%であり、合わせて92%と施策・事業の進行中のものがほとんどで、目標達成、成果のあらわれたBランクの「施策の方向」は8%と低い結果になっています。C、Dランクの「施策の方向」が全体の9割を超えている状況も、そのなかでの施策・事業を実施した結果、その成果の現われが長期間かかることや、財政上対応が難しいことが主な理由であると思われます。

平成 20 年度から、新たな環境基本計画に基づき、進捗度の進んでいる項目については、引き続き適切な維持管理と推進を図っていくとともに、進捗度が低い項目については、市と市民等との協働により効率的且つ効果的な展開が図れることを目指していきます。

目標進捗状況 (1/3)

施策の方向		平成 27 年(2015)度までの目標		目標進捗状況 A;達成～E;未達成					
長期的な目標1 自然と人間の共生する環境									
1 自然環境の保全と創造	①	雑木林保全実態調査を行い、現存する雑木林面積を保存する方向で維持保全指針を作成します。		E					D
	②	現存する谷津の保全方針を作成します。		B					
	③	環境に視点を置いた土地利用・開発事業等環境配慮基本指針を作成します。		D					
	④	市・市民・事業者・民間団体の取り組みによる雑木林や遊休農地の管理活動を実施します。		C					
	⑤	自然環境調査及び調査に基づく自然環境評価を定期的実施します。		E					
	⑥	高尾宮岡トラスト地における環境モニタリングを実施します。		Ⓔ					
	⑦	土地の改変などに際して、表土を保全します。		E					
	⑧	開発行為に際して、土地利用・開発事業等環境配慮基本指針に基づいた計画段階からの環境への事前配慮を促進します。		C					
2 自然性の高い水路や河川敷の保全と創造	①	水路や河川において、在来のメダカ・タナゴが繁殖できる水辺環境を保全・創出します。		E					D
	②	河川改修においては多自然工法を導入します。		E					
	③	水や水辺の動植物にふれる環境教育を推進します。		D					
3 豊かな農地の保全と創造	①	農地面積当たりの農薬・化学肥料使用量の定期的把握と、使用抑制・無使用に向けた指導などを推進します。		E					C
	②	学校給食等への市内産有機農産物の利用普及など有機農業推進策を実施します。		B					
	③	食と農と環境を学ぶ環境教育・環境学習を推進します。		C					
	④	市民農園利用に際して、農薬や化学肥料を使わないことを条件とします。		E					
4 公園の整備	①	市民1人当たりの都市公園等面積は15.0㎡を目指します。		C					C
	②	緑地は将来市街地面積の約15%、都市計画区域面積の約25%の確保を目指します。		C					
	③	市内都市公園へビオトープを創出します。		C					
5 市街地や住宅敷地の緑化の推進	①	在来種による生け垣の創出を推進します。		C					D
	②	工場・事業所敷地内において、在来種による緑化を推進します。		E					
	③	個人住宅の庭や事業所敷地内における農薬や化学肥料を使わない緑の維持管理を指導・普及します。		E					
6 道路の緑化の推進	①	防災面や景観に配慮した、在来種による道路の緑化を推進します。		C					D
	②	緑のネットワークや生物移動などを考慮した道路緑化を推進します。		D					
	③	大規模道路における動物の生息域の分断を回避します。		E					
7 野生生物の保護	①	公共事業における野生生物保護措置を実施します。		C					D
	②	自然環境調査(動植物・湧水等)及び調査に基づく自然環境評価を定期的実施します。		E					
	③	サンバ・オオタカ・キツネの繁殖環境を維持保全・再生します。		D					
8 歴史的・文化的環境の保全と創造	①	現存社寺林や屋敷林、巨木・名木を維持保全します。		B					D
	②	将来に向けて保全していきたい環境資産マップを作成します。		E					
	③	郷土の歴史資料館を整備します。		E					
9 豊かな都市景観の創造	①	魅力ある景観づくりのための条例などを制定します。		C					C
	②	環境教育としての市内清掃活動を実施します。		B					

目標進捗状況 (2/3)

施策の方向	平成27年(2015)度までの目標
-------	-------------------

長期的な目標2 環境への負荷の少ない地域社会の実現

10 空気の清浄さの維持	①	二酸化窒素に係る環境基準をおおむね100%達成します。
	②	公共交通機関を充実します。
	③	自転車駐車場の確保を推進します。
	④	市内走行バスを、ディーゼル車から次世代ハイブリッド車、天然ガス車など低公害車へ転換を促進します。
	⑤	新規幹線道路整備において自転車レーンの整備を促進します。
	⑥	幹線道路沿いにおいて環境基準を達成します。
	⑦	大気汚染監視体制を整備します。
	⑧	公用車を低公害車にします。
	⑨	野焼きパトロール体制を推進します。
	⑩	調査測定を推進します。
11 水の清浄さの維持	①	市の各河川・水路において市域へ流入する場所と流出する場所の水質測定を実施します。
	②	地下水の安全性に関わる定期的観測を実施します。
	③	市内湧水地点の調査と保全施策を推進します。
	④	河川・水路の水質が著しく悪化したときの対応マニュアルを策定します。
	⑤	市の河川・水路に魚が生息できるよう水質を改善します。
	⑥	公共下水道・合併処理浄化槽による生活雑排水の処理率を向上します。
	⑦	公共施設・事業所などにおいて、雨水利用・中水利用施設の整備を推進します。
	⑧	地盤条件などを考慮した雨水浸透施設(雨水マス・トレンチなど)を整備します。
	⑨	調査頻度を増やすなど、調査測定を推進します。
12 土壌汚染の防止	①	北本市土砂等のたい積規制に関する条例に基づき、埋め立てなどに伴う有害物質による土壌汚染の防止を推進します。
	②	土壌汚染調査を推進します。
	③	過去の大型埋め立て場所のマップを作成し、土壌汚染の有無の調査を実施します。
	④	土壌汚染調査時の環境基準達成件数を100%にします。
	⑤	市内事業者における塩素系溶媒使用者の実態調査を行います。
13 騒音・振動の防止	①	騒音に係る環境基準を100%達成します。
	②	騒音・振動測定体制を充実します。
14 悪臭の防止	①	事業所など予測される発生源への指導強化による悪臭予防対策を推進します。
15 化学物質による汚染の防止	①	ダイオキシンの環境基準を100%達成します。
	②	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR法)施行に伴う情報公開の推進、事業者などへの指導や勉強会を実施します。
16 省資源・省エネルギーの推進	①	公共施設などにおいて自然エネルギー・省エネルギー施設を導入します。
	②	上水使用量を平成2年(1990)度レベルへ削減します。
	③	市全体のエネルギー消費実態が把握できるシステムを構築します。

目標進捗状況 A:達成～E;未達成					総合評価
項目	達成	未達成	未達成	未達成	
C					C
C					
A					
D					
D					
E					
D					
C					
C					
D					
A					C
A					
C					
E					
D					
B					
B					
C					
A					
A					C
C					
E					
A					
E					
D					C
C					
C					C
B					
E					C
B					
A					

目標進捗状況 (3/3)

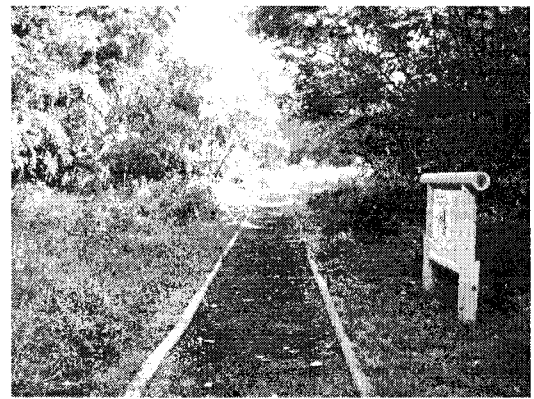
施策の方向		平成27年(2015)度までの目標				目標進捗状況 A:達成～E;未達成					総合評価	
						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)		
長期的な目標2 環境への負荷の少ない地域社会の実現												
17	廃棄物の減量とリサイクルの推進	①	生産・販売事業者による包装材などの適正な回収と再資源化を指導します。			B						C
		②	平成27年度までに燃やせるごみの発生量を平成10年(1998)度実績の85%にします。			D						
		③	平成27年(2015)度までに資源回収量を廃棄物総排出量に対し25%にします。			B						
18	循環型ごみ処理方式の推進	①	資源化物回収ルートの確保と、施設やシステムの確立による資源化可能物の有効活用を推進します。			B						B
		②	学校及び学校給食施設からの生ごみのコンポスト(たい肥化)などによる資源化を推進します。			C						
		③	平成27年(2015)度までに燃焼灰以外の埋め立て量=0を目指します。			A						
		④	平成20年(2008)度に一般廃棄物処理基本計画を見直します。			A						
長期的な目標3 地球環境を守る地域からの取組みの推進												
19	地球環境問題への取組み	①	地球規模の環境問題に関する情報を提供します。			C						C
		②	市庁舎における温室効果ガス排出量の把握と低減措置を推進します。			B						
		③	オゾン層破壊物質の回収を推進します。			A						
		④	酸性雨対策を推進します。			C						
		⑤	熱帯材使用抑制、代替材使用などを推進します。			C						
		⑥	家庭部門での地球温暖化対策の推進に向けた第1歩として、1世当たりの温室効果ガス排出量を平成2年(1990)度レベルより6%削減を目指します。その後、他の部門での削減や国・県との連携により、市域からの温室効果ガス排出量の一層の削減を進めます。			D						
20	環境教育・環境学習の振興	①	環境に関わる市民の自主的な勉強会などの支援制度を整備します。			D						C
		②	市民の人材登録による人材活用と、環境づくり活動のリーダー育成を支援します。			C						
		③	埼玉県自然学習センターなどと連携した環境教育・環境学習を推進します。			B						
21	情報の提供	①	環境年次報告書を作成します。			A						C
		②	インターネットのホームページにより環境情報を定期的に提供します。			B						
		③	広報等を活用した環境情報の提供を実施します。			B						
		④	将来に向けて保全していきたい環境資産マップを作成します。			E						
22	市・市民・事業者・民間団体の協働(パートナーシップ)	①	市民による環境保全活動の支援制度を整備します。			B						C
		②	環境保全に関する市民団体の育成・連携を促進します。			C						
		③	市民・事業者・民間団体の行動指針を作成します。			C						
23	国・県や他の地方公共団体との連携	①	市民等から市への、市から県や国への要望書の内容と結果について公表・周知します。			B						B
		②	河川や大気など、広域的取組みが重要な環境問題に関して、埼玉県央都市づくり協議会へ部会を設置するなど、近隣自治体と定期的な協議を行います。			B						
24	環境影響評価の推進	①	土地利用・開発事業等環境配慮のしくみづくりを進め、土地利用・開発事業等の計画段階から環境への影響を極力少なくしていくことを目指します。			D						D
		②	開発行為に際して、計画段階からの環境配慮と計画的な環境保全の取組みの推進に向けた調整を推進します。			D						
25	環境監査の普及	①	市庁舎及び文化センターにおいてISO14001の認証を取得し、実施内容や結果などを市民へPRします。			A						C
		②	市内事業所における環境マネジメントシステム等の認証取得を支援します。			D						

平成20年度取組みの中で進捗度が上がった主な目標事項

No.	目標事項	事業名（参照ページ）
1-1-②	現存する谷津の保全方針を作成します。	・「高尾宮岡ふるさと緑の景観地」（埼玉県緑のトラスト保全8号地）の一般公開（P24）
2-18-③	平成27年（2015）度までに焼却灰以外の埋立量＝0を目指します。	・「循環型ごみ処理方法の推進」～廃棄物処理方法の見直し（P61）

高尾宮岡ふるさと緑の景観地 [1-1-②]
 （埼玉県緑のトラスト保全第8号地）

北本市は、大宮台地の北側に位置し荒川沿いの台地は海拔約30m。その台地から泉がわき、小さな水の流りが台地を削り、長い年月をかけて谷津（台地に入り組んだ谷のような湿地帯）が形成されました。「高尾宮岡ふるさと緑の景観地」はその代表で、クヌギやコナラを中心とした斜面林、湧水からの清流や湿地などから構成され、起伏に富んだ複雑な地形が、多くの動植物を守り育ててきました。全国的にも珍しいホンシュウオオイチモンジシマゲンゴロウや湿生植物などの希少種も確認されています。



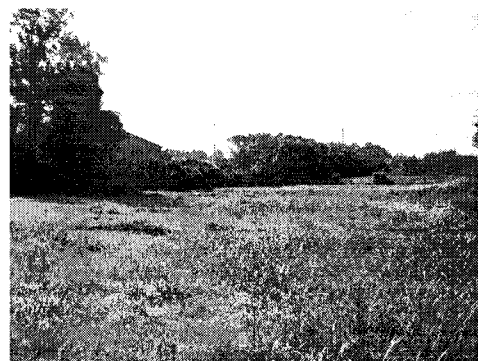
トラスト地（遊歩道）

この「高尾宮岡ふるさと緑の景観地」は、17年度に実施された県民投票にて、さいたま緑のトラスト保全第8号地に決定されました。

この間、市及び県では保全区域の用地取得を進め、平成19年度には、木道、木橋をはじめ、域内の道路整備、案内板、標柱等の設置や、周辺からの生活排水の混入を防ぐことを目的として排水路整備を行い、平成20年度4月に一般公開されました。



ミクリ（レッドデータブック種）



トラスト地（秋）

循環型ごみ処理方法の推進〔2-18-③〕

平成19年度から、家庭から収集された「もやせないごみ」の処理方法を変更しました。

今までの処理方法は、市が収集したもやせないごみを、県内民間処理業者に委託しプラスチック類、陶器等の不燃物類、金属類、ガラス類等に分別した後、金属・ガラス類はリサイクルされ、新たな製品に生まれ変わっていましたが、プラスチック類、不燃物類は、茨城県内の別の民間処理業者へ送られ、そこでさらに、塩化ビニール、不燃物等が取り除かれ、残ったプラスチックは固形燃料に形成され、その処理業者施設内で発電用ボイラーの燃料として焼却熱回収（サーマルリサイクル）されてきました。焼却により生じた焼却灰は、茨城県内の民間最終処分場で埋め立て処分されていました。一方、先に取り出された塩化ビニールや不燃物は、さらにそこから、山形県の民間最終処分場へと運ばれ埋立処分されていました。このように、もやせないごみは、北本→茨城→山形と移動しながら処理され最終的には他県の地で埋め立てられていました。

新しい処理方法は、県内民間処理業者によって分別されたプラスチック類を、茨城県大洗港から船に乗せ、北海道にある室蘭港へ運び、室蘭市内のセメント会社で焼却熱回収されます。そこで生じた焼却灰はさらにセメントの原料となりリサイクルされるようになりました。

このように、国内を移動しながら形を変え、最終的に他県の山中で埋められていたものを、移動距離こそ長くなりましたが、セメントという新たな製品に生まれ変わったわけです。

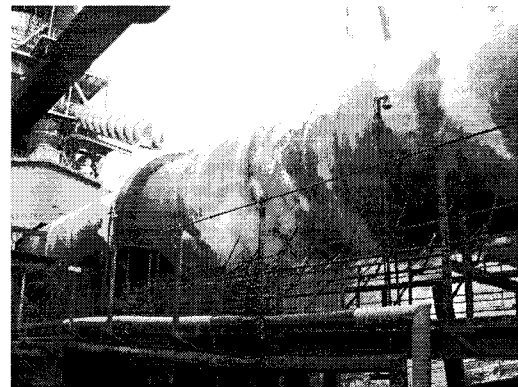
このようなことから、市では廃棄物の処理をできるだけ埋立処分に依存するのではなく、また、併せてコスト削減の方法も模索してきました。そこで、従来のセメント製造過程の中で廃棄物の処理に着目し、なおかつ埋立物を出さない処理方法を新たに組み入れたセメント会社に処理を委託することにより、もやせないごみの埋立量をゼロにしました。

今後は、容器包装類の処理過程から出る^{ざんご}残渣の焼却灰が、福島県の民間最終処分場で、また、し尿処理過程で発生する焼却灰が、県内公営最終処分場で埋め立てられていますので、これらについても、引き続き新たな処理方法を検討し、平成21年3月に策定された北本市一般廃棄物処理基本計画（第3次）を踏まえ、市から出る廃棄物の埋立処分ゼロを目標に努めていきます。



室蘭の処理施設

左にある四角い包みが、埼玉県内施設で中間処理され運ばれたもやせないごみ



セメントキルン（焼却炉）

縄文時代のタイムカプセル デーノタメ遺跡

デーノタメ遺跡は市域の南部、行政呼称では大字下石戸下地区に位置しています。遺跡名の「デーノタメ」とは昭和40年代までこの地域にあったため池を呼んでいたもので、湧水によって形成されていました。

遺跡はこのデーノタメを取り囲むような場所に立地していて、江川の低地を北に望む台地上を中心に、おおむね東西400m、南北230mの範囲にひろがります。

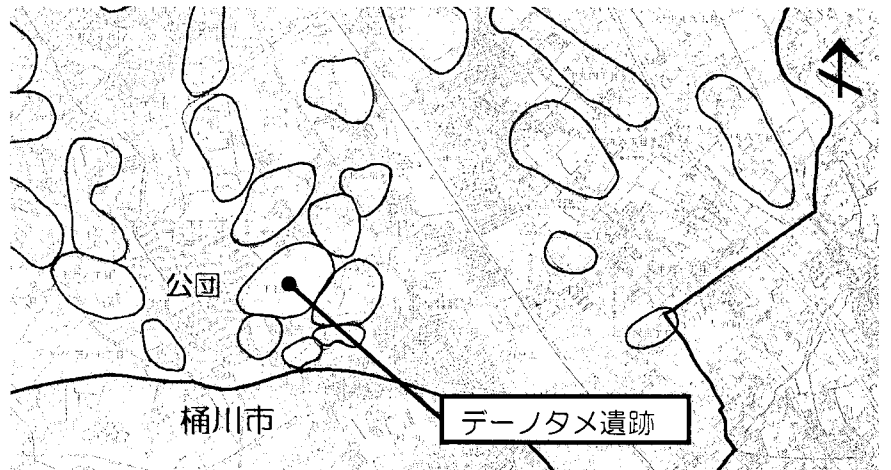
遺跡の調査はいままで4回おこなわれ、縄文時代中期(約4800年前～4000年前)を中心としたムラの跡が手つかずで残されていることが確認されています。またこの集落の生業を支えた水場跡からは鮮やかな赤と黒の漆を施した土器群が発見されて当時の工芸技術の高さを垣間見せました。

さて、水場跡からはこうした土器や石器などの道具類だけではなく、当時の人々が食したと考えられる植物の種実類も豊富に出土しました。縄文時代は豊かな落葉広葉樹の森に定住し、自然から恵みを得て生活したとされています。デーノタメ遺跡から見つかる種実はクルミ・トチ・クヌギクリ、などで豊富な種類が多量に見つかっています。どうも季節や気候の変動にあわせて植物利用の形態を変化させていたようです。

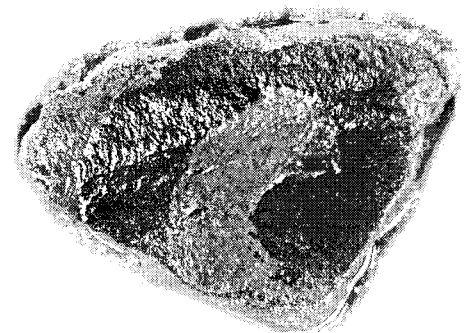
また、こうした食料としてエネルギー源となる堅果類だけではなく、クマヤナギやキハダといっ

た今でも漢方薬に使用されるような植物の果実を食べていたり、ヒシのようにでんぷん質に富み、健胃などの作用も認められる実も摂取していたことも確認されています。

デーノタメ遺跡の特性は大量の遺物や遺構の発見とともに、こうした植物利用の実態に迫る成果により、縄文時代の生活再現に手がかりを得たことが大きいといえます。そして出土した植物遺体の分析をより精密に進めることで当時の植生や気候を明らかにして、環境を復元することも可能であると思われます。デーノタメ遺跡には秘められた縄文時代の多様な情報がまだまだ埋もれているのです。



遺跡の位置



赤と黒の漆で彩られた土器



オニグルミの出土状況

凡 例 （第 2 章第 1 節から第 3 節までの見方）

第 1 節 自然と人間の共生する環境

1 自然環境の保全と創造

平成 27 年（2015）年度までの目標

- ① 雑木林保全実感調査を行い、現存する雑木林面積を保存する方向で維持保全指針を作成します。
- ② 現存する谷津の保全方針を作成します。
- ③ 環境に視点を置いて土地利用指針を作成します。
- ④ 市・市民・事業者・民間団体の取り組みによる雑木林や遊休農地の管理活動を実施します。
- ⑤ 自然環境調査及び調査に基づく自然環境評価を定期的実施します。
- ⑥ 高尾宮岡トラスト地における環境モニタリング調査を実施します。
- ⑦ 土地の改変などに際して、表土を保全します。
- ⑧ 開発行為に際して、土地利用・開発事業等環境配慮基本指針に基づいた計画段階からの環境への事前配慮を促進します。

目標進捗状況	総合評価	目標番号	1	2	3	4	5	6	7	8
	D	H20	E	B	D	C	E	Ⓔ	C	C

目標を達成するために市が実施する事業方針です。
環境基本計画に「市が講じる施策の方針」として記載されているものです。

各課個別事業の取組状況

環境基本計画の計画期間である平成 27 年（2015）年度までの目標を目標達成率に対する各年度終了時の進捗状況を示し表す。表中のある欄（例：①）は H20 に進捗度のついた目標です。

1 雑木林や屋敷林の保護・保全

- 市民参加による雑木林の管理支援
 - ・ 北本中央緑地において NPO 法人「北本雑木林の会」により、市民参加による雑木林管理が行われた。中学生雑木林保全ボランティア教室（指定管理事業）
 - 下谷刈り・廣境・樹皮板の設置（参加者 55 名）
 - 雑木林に親しむ集い（指定管理事業）
 - 浜乃榮集いの講師会・ネイチャーゲーム等（参加者 103 名）
 - 池元老人会との協働草取り（参加者 21 名）

【指定雑木林の維持・管理事業・雑木林に親しむ集い・都市計画課】

「指定事業」に対して各部署の業務に属する具体的な事業内容です。

◆ 進捗状況の評価基準について【平成 27 年（2015）年度までの目標進捗状況の評価基準】

平成 27 年（2015）年度までの目標事項に対する進捗度を下表の基準により A～E の各目標事項の判定にあたっては、平成 20 年度の個別事業の取り組み状況を精査し客観的な判定を行いました。

進捗度	判定内容	進捗率
A	目標を概ね達成している	100%～81%
B	目標に向け成果をあげている	80%～61%
C	目標に向け施策・事業がすすんでいる	60%～26%
D	目標に向け施策・事業に着手しはじめた	25%～1%
E	未着手	0%

第1節 自然と人間の共生する環境

1 自然環境の保全と創造

平成27年（2015）度までの目標

- ① 雑木林保全実態調査を行い、現存する雑木林面積を保存する方向で維持保全指針を作成します。
- ② 現存する谷津の保全方針を作成します。
- ③ 環境に視点を置いた土地利用指針を作成します。
- ④ 市・市民・事業者・民間団体の取り組みによる雑木林や遊休農地の管理活動を実施します。
- ⑤ 自然環境調査及び調査に基づく自然環境評価を定期的実施します。
- ⑥ 高尾宮岡トラスト地における環境モニタリング調査を実施します。
- ⑦ 土地の改変などに際して、表土を保全します。
- ⑧ 開発行為に際して、土地利用・開発事業等環境配慮基本指針に基づいた計画段階からの環境への事前配慮を促進します。

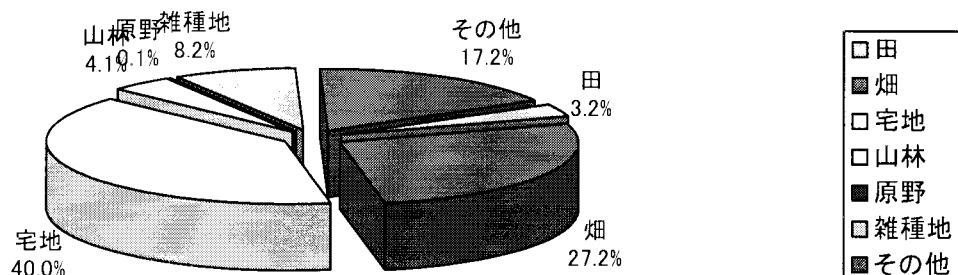
目 標 進捗状況	総合評 価	目標番 号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
		D	H20	E	B	D	C	E	Ⓔ	Ⓔ

現況と課題

本市には雑木林や屋敷林が市域全体に散在しています。また、西部地域には谷津や湧水などの貴重な自然環境が残されています。しかし、雑木林や屋敷林などの多くは民有地であり、相続を契機とした売却や宅地開発等により年々減少しています。

今後、市街化区域などにおいて都市整備とのバランスを考慮しながら、緑に囲まれた健康な文化都市の実現に向け可能な限り雑木林等を保全していくことが求められます。

平成20年地目別土地面積割合



各課個別事業の取組状況

1 雑木林や屋敷林、湧水や谷津の保護・保全

● 市民参加による雑木林の管理支援

- ・北本中央緑地においてNPO 法人「北本雑木林の会」により、市民参加による雑木林管理が行われた。
 中学生雑木林保全ボランティア教室（指定管理事業）
 下草刈り・清掃・樹名板の設置 参加者 55 名
 雑木林に親しむ集い（指定管理事業）
 落ち葉集め（堆肥化）・ネイチャーゲーム等 参加者 103 名（1月18日(日)）
 地元老人会との協働草取り 参加者 21 名

〔協定雑木林の維持・管理事業・雑木林に親しむ集い：都市計画課〕

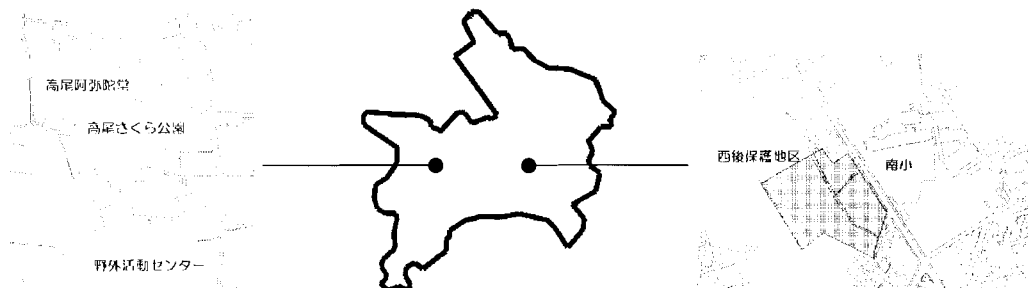
- ・カタクリ等自生地保全活動、城ヶ谷堤の桜保存活動などの環境保全、環境管理活動への支援、さらには公共施設の里親制度による里親登録者への支援等、環境保全活動への支援を行った。

〔環境保全活動等への支援：みどり環境課〕

● 保護地区などの指定

- ・北本市緑化推進要綱に基づき指定した保護地区・保護樹木に係る維持管理費等を「北本市緑化推進奨励金交付要綱」に基づき、土地所有者等に交付し、維持管理を支援することで自然環境の保護・保全を図った。平成20年度は指定解除により面積が減少した。

分類	地区数・本数等（20年度末現在）	
保護地区	2箇所	西後保護地区（0.93ha） 高尾阿弥陀堂保護地区（0.35ha）
保護樹木	53本（奨励樹木は42本）	



- ・維持管理奨励金を交付した

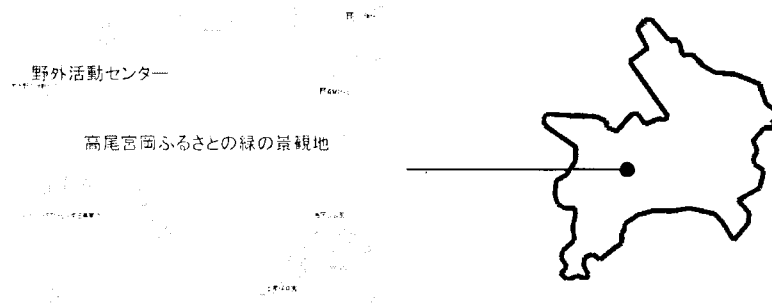
保護地区 … 固定資産税＋都市計画税＋9円/m²＋2,000円/人

保護樹木 … 3,000円/本（枯損枝落下保険加入者には2,000円を限度として助成金を加算）

〔保護地区・保護樹木等の指定：みどり環境課〕

- ・埼玉県が指定する「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」により、市内1箇所が指定されており、恵まれた自然環境と景観の保全に努めた。

指定箇所	面積 (ha)
高尾宮岡ふるさとの緑の景観地 (埼玉県緑のトラスト保全8号地)	5.48ha (5.39ha)



[ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例の活用：みどり環境課]

● 雑木林の公有地化検討

- ・北本中央緑地内の樹木のせん定や雑木林の公有地化を計り先行取得した土地の除草等の維持管理を行った。

[北本中央緑地整備事業：都市計画課]

● 不法投棄の監視体制強化

- ・粗大ごみ等の不法投棄防止を目的に監視パトロールを実施した。

内容	回数・日付	場所
監視パトロール	12回	市内全域
一斉撤去作業 (不法投棄物撤去)	平成20年11月30日(日)	荒川河川敷内

[不法投棄監視パトロール事業：くらし安全課]

● 保護地区制度等による保護・保全

- ・「高尾宮岡ふるさとの緑の景観地」は、平成17年度において埼玉県により行われた県民投票にて、さいたま緑のトラスト保全第8号地に決定され、豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくことになりました。

平成19年度に、保全整備工事として、区域内の道路整備、案内板の設置、排水施設整備を実施され、平成20年4月に一般公開された。

[景観地保全事業：みどり環境課]

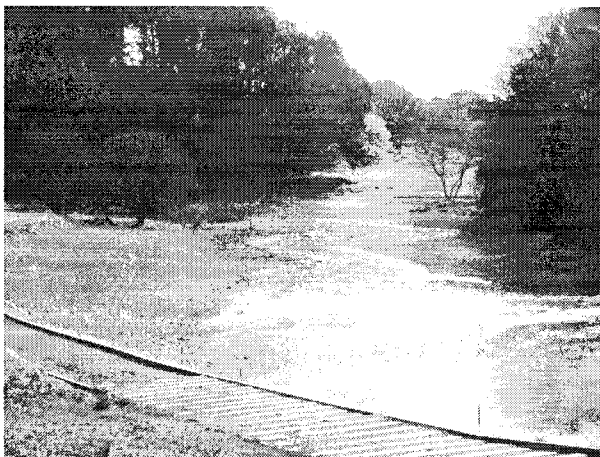
- ・高尾宮岡ふるさとの緑の景観地内の谷津や斜面林等の保護・保全のため設置した「高尾宮岡ふるさとのみどりのトラスト基金」の積立額が、平成20年度は3,057,461円で、設立（平成16年度）からの累計額が8,427,251円（H20末）となった。

[トラスト基金：みどり環境課]

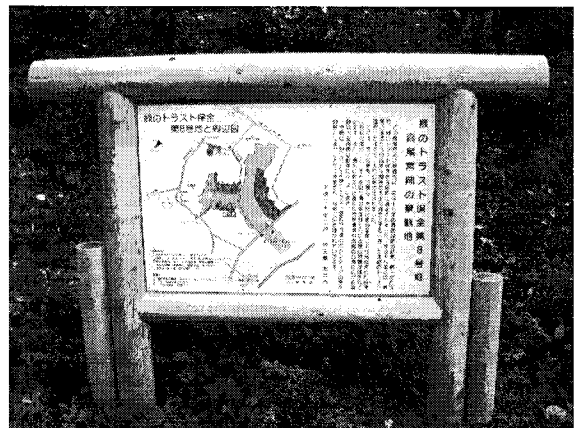
● 水源のかん養

- ・平成16年1月施行の「北本市開発指導要綱」において、開発行為に係る雨水対策抑制について従来の基準を見直し、都市計画法第33条の技術基準において必要とされる以外の雨水抑制量の基準を定めた。開発指導要綱に基づく事前協議において基準に基づき工場立地や宅地造成等の開発行為に対し雨水対策に係る行政指導を行った。

[雨水マス・トレンチの設置促進：下水道課]



緑のトラスト保全第8号地（高尾宮岡の景観地）



緑のトラスト保全第8号地（高尾宮岡の景観地）

2 緑の保全・創造

● 緑化に関する制度の整備と充実

- ・土地利用計画において、市民及び民間開発事業者の相談に応じ、地区計画制度の周知並びに指導を行った。都市計画法第58条の2に基づく行為届出 2件

[中丸三丁目地区計画推進事業：都市計画課]

● 大規模プロジェクト(特に広域幹線道路)の中での緑の保全・創造の検討

- ・「埼玉圏央道沿線東部地域連絡協議会」等の圏央道整備に係る各種協議会を通じて、機能補償道路や環境施設帯などの住環境への配慮をするよう、国等に要請した。

北本市内においては、用地測量を経て用地買収、物件補償などの交渉が進捗し物件の移転も増加している。

[首都圏中央連絡自動車道整備に伴う要請：南部地域整備課]

- ・前年度までの「IC周辺まちづくり基本計画」を受け、中丸8丁目地区住民の合意形成、「基本構想」の策定を実施したが、十分な合意形成を得ることができず、「区画整理事業によるまちづくり」から「民間開発の導入も視野に入れた区画整理事業によるまちづくり」に方針変更することになった。

また、「圏央道インターチェンジ周辺地域乱開発抑止に向けた共同宣言」が圏央道沿線8市町と埼玉県から出され、「圏央道インターチェンジ周辺地域乱開発抑止連絡会議」が組織された。会議では「基本方針」・「重点抑止エリア」を定めると共に、重点エリア内での一斉パトロールや広報活動を実施した。

[インターチェンジ周辺地域の開発整備事業：南部地域整備課]

- ・平成12年3月に策定され7年が経過した環境基本計画を平成20年3月に改定した。その中で、公共事業や、開発事業等における環境影響評価制度の設立に向けた前段階として、「土地利用、開発等に係る環境配慮指針」19項目、「大規模プロジェクト・市街地整備計画に際しての環境配慮指針」16項目を策定した。

[環境影響評価制度の設立：みどり環境課]

3 自然保護に関与する住民団体への支援

● 自然環境の保全・活用活動への支援

- ・「1-1 雑木林や屋敷林、湧水や谷津の保護・保全」再掲 (P23)

[協定雑木林の維持・管理事業・雑木林に親しむ集い：都市計画課]

- ・「1-1 雑木林や屋敷林、湧水や谷津の保護・保全」再掲 (P23)

[環境保全活動への支援：環境課・みどり環境課]

- ・自然林の斜面に自生するカタクリ及びニリンソウの自生地の巡視や美化清掃等の維持管理を、高尾カタクリ保存会に委託し、下草刈り、見守りや清掃作業などの活動支援を行った。 [カタクリ等自生地保全活動への支援：みどり環境課・]



カタクリ

- ・城ヶ谷堤の桜の下草刈りや清掃等の保存活動を行っている桜堤保存会に対し、下草刈りや清掃活動に対し支援を行った。

- ・ [城ヶ谷堤の桜保存活動への支援：みどり環境課・都市計画課]

2 自然性の高い水路や河川敷の保全と創造

平成27年（2015）度までの目標

- ① 水路や河川において、在来のメダカ・タナゴが繁殖できる水辺環境を保全・創出します。
- ② 河川改修においては多自然工法を導入します。
- ③ 水や水辺の動植物にふれる環境教育を推進します。

目 標	総合評価	目標番号	①	②	③
進捗状況	D	H20	E	E	D

現況と課題

市の西部を流れる荒川の河川敷は、多くの野生生物が生育・生息する豊かな自然を残しています。一方、市内を流れる水路（小河川）の多くは排水路としての整備が行われ、水辺の自然が失われており、自然回復を検討する必要があります。また、市民が水とふれあえる親水空間の整備が求められています。

各課個別事業の取組状況

1 河川の清流化・自然回復と、親水性に配慮した水辺環境の整備

●多自然型川づくりの検討

・市内を流れる水路にたい積された汚泥の浚渫工事を実施し、水路機能の回復を図った。

旧谷田用水路	316m	勝林水路	220m	朝日3丁目	381m
石戸宿内水路	150m	梅沢第2支線	270m	宮内水路	255m

[水路浚渫工事：下水道課]

2 水と緑のネットワークの推進

●市民が親しめる水辺空間の創出

・荒川の荒井橋上流から高尾橋までの荒川左岸、全長約800m、面積約8.2ha内に、安全、快適に利用できる水辺広場や遊歩道を備えた水辺プラザの整備を国土交通省に申請し、採択された。国土交通省による整備事業となるが、周辺の高尾さくら公園や野外活動センター、トラスト保全第8号地（高尾宮岡の景観地）を含めた地域交流の拠点として魅力ある施設とするため、検討協議会を設置し各方面からのご意見をいただいた。この結果を踏まえ、国土交通省と協議を進めていきます。

[水辺プラザ整備：みどり環境課・都市計画課]



荒川河川敷の夕景



荒川

3 豊かな農地の保全と創造

平成27年(2015)度までの目標

- ① 農地面積当たりの農薬・化学肥料使用量の定期的把握と、使用抑制・無使用に向けた指導などを推進します。
- ② 学校給食等への市内有機農産物の利用普及など、有機農法推進策を実施します。
- ③ 食と農と環境を学ぶ環境教育・環境学習を推進します。
- ④ 市民農園利用に際して、農薬や化学肥料を使わないことを条件とします。

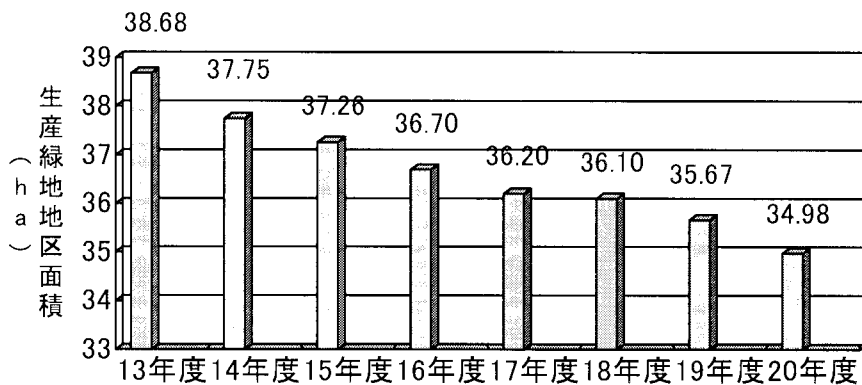
目 標	総合評価	目標番号	①	②	③	④
進捗状況	C	H20	E	B	C	Ⓔ

現況と課題

平成17年度の北本市の経営耕地面積は374ha、農家数は516戸で、平成12年度と比較して、農家戸数は19.6%の減となっており、農業従事者の意向を踏まえた農地の保全や農業従事者の維持など、自然環境との共生が課題となっています。

また、平成20年度の生産緑地地区指定農地は109地区、34.98ha、平成19年度は107地区、35.67haとなっており、減少の傾向にあります。生産緑地地区は、市街地に残る貴重な緑地として保全していくことが求められています。

生産緑地地区面積の推移



農業意向調査結果

調査内容	調査結果		
農業形態	専業農家 75 戸	第1種兼業農家 30 戸	第2種兼業農家 276 戸
後継者の有無	いる 27.9%	いない 48.8%	
耕作面積	0~50a 20.5%	50~100a 45.1%	100~500a 33.9%
遊休農地の有無	ある 10.5%	ない 89.5%	

2005 農業センサスより

各課個別事業の取組状況

1 農地や生産緑地の保全

● 生産緑地の保全

- ・地権者から生産緑地地区の買い取り申し出により、農家の買い取り希望について農業委員会を通じて斡旋を行った。

[生産緑地制度の運用：産業振興課・みどり環境課]

2 農業支援策の構築

● 農業後継者の育成・援助

- ・農業青年会議所においては、小学校全学年を対象とした体験農園事業を実施し、農業への理解を学校教育を通じて促進し、市はこれを支援した。また、青年農業者研究発表会等、市内外のプロジェクトにも積極的に参加し、知識や技術の向上に努めた。

[農業後継者団体への支援：産業振興課]

P30 関連

● 農業生産基盤の整備

- ・近年の農業は兼業化と混在化によって住民意識が変わり、従来の集落共同体が弱体化し、老朽化した水路の浚渫、雑草刈払い等の互恵の共同作業が困難になってきている状況である。

新谷田用水路（元荒川土地改良区管理）は、市内東部の水田地域に用水を供給し、さらに、北東部地域の雨水等を排水する用排水兼用の幹線水路で、老朽化した鴻巣市内の取水堰と各用水路の改修工事にあわせ、斜落堰より上流に鴻巣市内へ約 5.1 kmを改修する事業への事業負担である。

事業実績は、平成 9 年度より下流から工事を着手し、平成 18 年度は鴻巣市内を約 350m 施行した。北本市内については、平成 15 年度に改修工事は完了している。また、全体計画に対する工事完了延長は、平成 20 年度、鴻巣市内において約 520mの水路改修を実施し、全体の 96%の約 4.9kmが完了した。

[かんがい排水整備事業：産業振興課]

- ・北本市担い手育成総合支援協議会を通じ、認定農業者協議会への支援を行った。また、認定農業者と農業委員会との情報交換を実施し、その際に農業後継者育成のため「市民農業カレッジ」の検討を実施した。

[認定農業者支援事業：産業振興課]

- ・農業従事者の高齢化、後継者不足等に伴って年々増加する遊休農地を解消するため、農家の耕作状況、後継者の状況及び今後農業の経営等について、全農家を対象として意向調査を実施し、情報収集に努めた。

[農地実態調査事業：産業振興課]

● 市民農園・観光農園の整備

- ・観光農園については、観光農業協議会への支援を行い、普及啓発に努めた。

[観光農業団体への支援：産業振興課]

- ・家庭から出る生ごみを利用して堆肥化し、リサイクル市民農園で活用するために、北本市ごみ減量等推進市民会議が管理運営する生ごみリサイクル市民農園の新規開設及び、既存する農園管理等の支援を行った。

[ごみ減量等推進市民会議活動支援事業：くらし安全課]

● 北本ブランド野菜の育成

- ・農業ふれあいセンター（桜国屋）の運営を委託し、販売促進を図っているが、さらに、遊休農地や不耕作地の解消、地域の食文化、農業者と都市住民との交流、雇用の確保、市内観光等を含めた地

産地消を推進し、農業振興を図るため、センター内に「地域食材供給施設（北本さんた亭）」を建設し、平成20年4月26日にオープンさせた。売り上げは当初目標額を上回り22,185千円、そばの作付け面積は12.6haだった。

[北本産農産物の直売事業：産業振興課]

- ・「北本トマト」のブランド化を図ることを目的に、『北本トマトイメージキャラクター』として選出し、キャラクターの着ぐるみを活用した。

[北本農産物PR事業：産業振興課]

- ・平成19年度の地場産野菜の年間使用量は、小学校8校で2,877kg、平成20年度は、4,860kg(69%増)となっている。給食センターでは、平成19年度で4,999kg、平成20年度は、5,592kg(12%増)となっている。

野菜の出来高が良く、必要量を安定的に購入できたことや、11月の彩の国ふるさと学校給食月に品目数、使用回数を増加したことが使用量増加の主な要因と思われる。地産地消に関しては、昨年同様に地元産食材を使用した郷土食を使用した献立に取り入れるなど、一層の活用を図った。

[北本産野菜の学校給食への導入：教育総務課]

● 生産者と消費者の交流事業

- ・平成20年3月29,30日ならびに4月5,6日、の4日間、景観作物振興会主催の菜の花まつりが実施され市民の皆様に活動のPRと癒しの場を提供した。その後、蜂蜜しぼり、菜種油の搾油を行い、蜂蜜は160g入りビン89本、菜種油500ml入りビン、1,470本とることができた。菜の花の作付け面積は4.5ha

「菜の花まつり」への支援事業：産業振興課]

3 環境保全型農業の推進

● 農薬肥料適正使用の啓発・推進

- ・埼玉県特別栽培農産物認証取得制度は、農薬や化学肥料を削減するなど一定の要件を満たして生産された農産物を、特別栽培農産物として県が認証する制度である。この制度によって農産物に対する消費者の信頼を高めるとともに、農産物の付加価値を促進することを目的とされている。特別栽培農産物とは、栽培期間中に使用する農薬及び化学肥料を、慣行使用量の5割以下に減らして栽培された農産物のことをいう。この特別栽培農産物の認証をトマト、キャベツ、レタス、ブロッコリーが19年度に引き続き認証を受けることができた。(4名の生産者)

[埼玉県特別栽培農産物認証取得制度の普及・啓発：産業振興課]

- ・「3-2 豊かな農地の保全と創造、市民農園、観光農園の整備」再掲 (P29)

[ごみ減量等推進市民会議活動支援事業：くらし安全課]

4 農地を利用した環境教育・環境学習の推進

● 体験農場を利用した環境教育・環境学習の推進

- ・市内小学校全学年で、農業青年会議所と連携し、各学校の近隣農家の協力を得て、ジャガイモ、大根等の作物を栽培し、農作業体験を通じた環境学習を推進した。

[体験農場事業：学校教育課]

4 公園の整備

平成27年（2015）度までの目標

- ① 市民一人当たりの都市公園等面積は15.0m²を目指します。
- ② 緑地は将来市街地面積の約15%、都市計画区域面積の約25%の確保を目指します。
- ③ 市内都市公園へピオトープを創出します。

目 標	総合評価	目標番号	①	②	③
進捗状況	C	H20	C	C	C

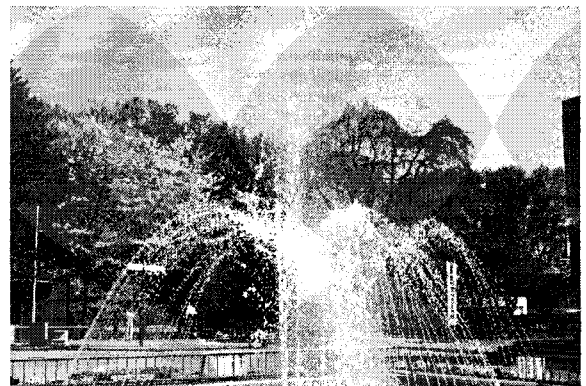
現況と課題

平成20年度末の北本市の公園面積は63.57haで、平成19年度末と比較し、0.01haの増となっています。また、緑地の面積は229.00haで平成19年度末と比較し、0.08haの減となっており、公園がわずかに増加し、緑地が減少しています。今後とも公園、緑地等の維持、保全を進める必要があります。

また、北本市の公園等は、平成18年度から、指定管理者制度を導入し民間事業者、NPO法人等に管理委託されています。



野外活動センター

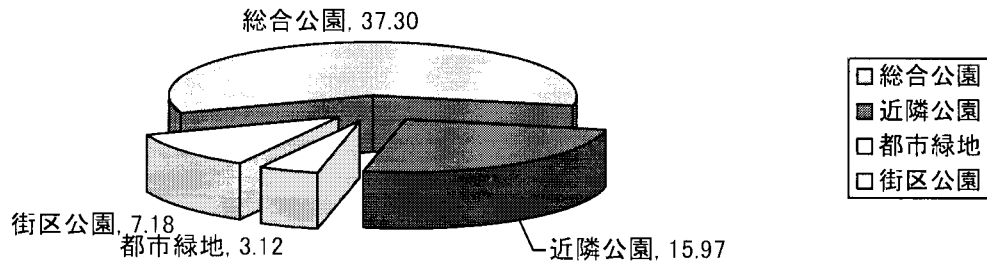


こども公園

<公園の状況>

種別	公園名	平成19年度開設面積 (ha)	平成20年度開設面積 (ha)
総合公園	北本総合公園	10.60	10.60
総合公園	北本自然観察公園 (埼玉県)	26.70	26.70
近隣公園	子供公園	2.88	2.88
近隣公園	天神下公園	3.20	3.20
近隣公園	深井スポーツ広場	1.10	1.10
近隣公園	高尾スポーツ広場	2.15	2.15
近隣公園	中丸スポーツ広場	1.50	1.50
近隣公園	高尾さくら公園	2.39	2.43
近隣公園	野外活動センター	2.71	2.71
都市緑地	中丸緑地公園	0.54	0.54
都市緑地	宮内緑地公園	0.65	0.65
都市緑地	北本中央緑地	1.93	1.93
街区公園	宮内公園など	76箇所 7.21	76箇所 7.18
計 (1人当たり)		63.56 (8.95.m ²)	63.57 (9.0.m ²)

単位 : ha



指定管理者制度とは

これまでの管理委託制度のもとでは、公の施設の管理は、普通公共団体が出資している法人で政令の定めるもの又は公共団体若しくは公共的団体にしか委託できなかったが、地方自治法改正により規制が緩和され、民間事業者等幅広い団体が、議会の議決を経て指定管理者として指定されれば、施設の管理を行うことが可能となったものである。

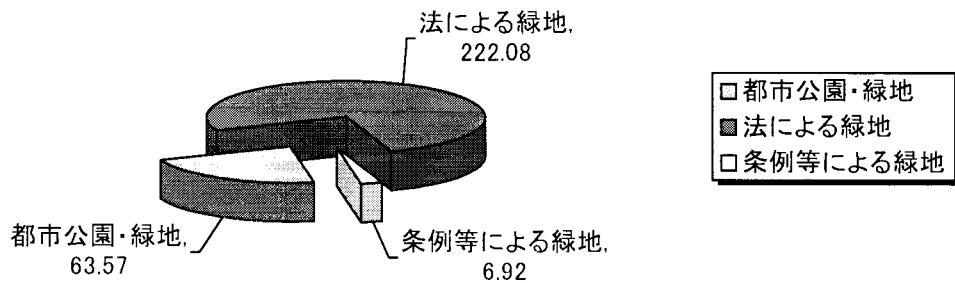
その目的は、「多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設に民間の活力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減を図ること」である。

<緑地の状況>

種別	市街化区域 (683ha)	都市計画区域 (1,984ha)
都市公園・緑地	9.04ha	63.57ha
法による緑地	34.98ha	222.08ha
・生産緑地地区	34.98ha	34.98ha
・石戸緑地保全地区		5.10ha
・河川区域		182.00ha
条例等による緑地		6.92ha
・高尾宮岡ふるさとの緑の景観地		5.48ha
・上記景観地外のトラスト地		0.16ha
・高尾阿弥陀堂保護地区		0.35ha
・西後保護地区		0.93ha
計 (区域に対する割合)	44.02a(6.4%)	292.57ha(14.7%)

単位：ha

※生産緑地は生産緑費法による手続きにより、保護地区は解除の申出によりそれぞれ減少した



資料：都市計画課・みどり環境課(平成20年3月31日)

各課個別事業の取組状況

1 公園・緑地の創造

- 個性と魅力ある公園・緑地の整備／市街地整備計画の中での自然環境への配慮
 - ・市内の園内の老朽化した遊具やベンチ等を整備点検するとともに、植栽の刈り込み等により外から視認性を良くすることで、子供たちが安全で楽しめる公園整備を図った。

[公園整備事業：都市計画課]

- ・「1-1 自然環境の保全と創造、雑木林や屋敷林、湧水や谷津の保護・保全」再掲 (P23)

[協定雑木林の維持・管理事業、雑木林に親しむ集い：都市計画課]

5 市街地や住宅敷地の緑化の推進

平成27年（2015）度までの目標

- ① 在来種による生け垣の創出を推進します。
- ② 工場・事業所敷地内において、在来種による緑化を推進します。
- ③ 個人住宅の庭や事業所敷地内における農薬や化学肥料を使わない緑の維持管理を指導・普及します。

目 標	総合評価	目標番号	①	②	③
進捗状況	D	H20	C	E	E

現況と課題

新規の住宅敷地面積が縮小する中で、身近な敷地内の緑も減少の傾向にあります。良好な都市環境の形成のためには、雑木林や農地の保全、公園の整備とあわせて、公共施設や民有地の緑化によって緑豊かなまちづくりを進める必要があります。

各課個別事業の取組状況

1 緑化の推進

● 公共施設の緑化推進

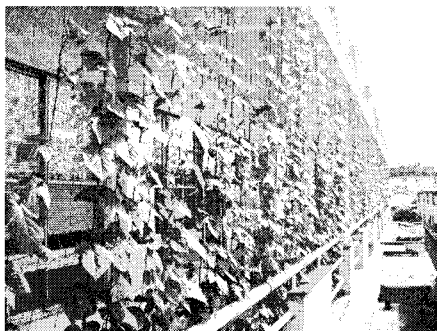
- ・緑化推進のために設置している「緑と花のまちづくり基金」に市民・団体等から寄せられた寄付金・募金等について、利子を含め積立てし、基金の充実を図った。

平成20年度積立金額202,995,036円、平成20年度末基金残高215,251,753円

[緑と花のまちづくり基金の充実：みどり環境課]

- ・昨年に続いて、市役所庁舎において、壁面緑化を施し、緑の創造と省エネを推進した。

[庁舎壁面緑化：職員有志]



壁面緑化 市役所第1庁舎



壁面緑化（アサガオ）

● 民有地緑化の推進

・「1-3 自然環境の保全と創造、緑の保全・創造」再掲（P26）

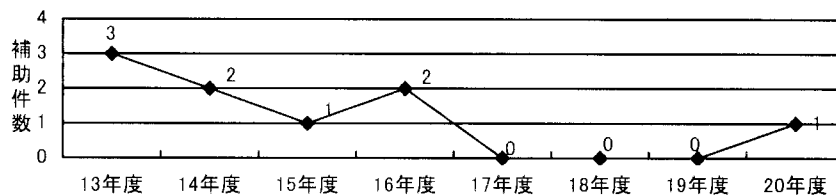
[中丸三丁目地区計画推進事業：都市計画課]

・生垣設置奨励補助制度により、生垣設置基準に適合する生垣の新たな設置に対する補助事業の実施をしています。

19年度 補助件数 0件

20年度 補助件数 1件

生垣設置補助件数の推移



[生垣設置奨励事業：みどり環境課]

● 市民の緑化意識の高揚と啓発

・指定管理者により、花苗の配布を行うとともに、花壇造りや花いっぱい推進のための助言等を行った。

33箇所 16公共施設 夏9,360本 秋9,520本

[花いっぱい運動の推進：都市計画課]

・イベントを通して緑の重要性や緑化意識を高揚させることを目的に、各種イベントを開催した。

イベント名		開催日・参加者数（平成20年度）
雑木林育成事業	中学生雑木林保全ポラ ンティア教室	下草刈り・遊歩道整備 7月20日（日）、11月23日（日） 55名
	雑木林に親しむ集い	落ち葉集め・腐葉土作り・ネイチャーゲーム等 1月18日（日） 103名
	地元老人会と協働草刈	9月19日（金） 21名
さくらまつり		4月5日（土）～4月6日（日）
緑のフェスティバル		4月29日（火）
園芸講習会	寄せ植え教室	5月9日（金）
	きのご栽培	2月23日（土）

[緑化推進イベントの開催：都市計画課]

● 市民緑化団体への支援

・市の花「菊」、市の木「桜」の普及・啓発を目的として「北本市菊愛好会」へ活動費の補助、城ヶ谷堤桜並木の保存管理、環境整備を目的に「城ヶ谷堤桜保存会」に活動費の補助を行った。

[緑化協力団体補助事業：みどり環境課]

6 道路の緑化の推進

平成27年（2015）度までの目標

- ① 防災面や景観に配慮した、在来種による街路緑化を推進します。
- ② 緑のネットワークや生物移動などを考慮した道路緑化を推進します。
- ③ 大規模道路における動物の生息域の分断を回避します。

目 標	総合評価	目標番号	①	②	③
進捗状況	D	H20	C	D	E

現況と課題

街路樹は道行く人に潤いを与えるだけでなく、汚染物や塵埃を吸着し、騒音を軽減する効果があるといわれています。北本市では、西中央通線、南大通線等の街路樹の整備を行いました。今後も街路樹の整備を行っていく必要があります。

各課個別事業の取組状況

1 道路緑化の推進

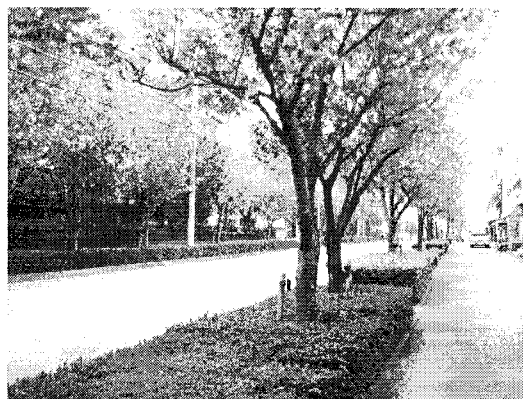
- 道路緑化による、緑のネットワーク
 - ・ 「5-1 市街地や住宅敷地の緑化の推進、緑化の推進」再掲（P35）

[生垣設置奨励事業：みどり環境課]

2 水と緑のネットワーク

- ふるさと散歩道の設置・整備／アメニティ道路の創設・整備
 - ・ 定期的に剪定や巡視を行い、ふるさと歩道の維持管理を行った。

[ふるさと歩道の維持・管理事業：みどり環境課]



7 野生生物の保護

平成27年（2015）度までの目標

- ① 公共事業における野生生物保護措置を実施します。
- ② 自然環境調査（動植物・湧水等）及び調査に基づく自然環境評価を定期的実施します。
- ③ サシバ・オオタカ・ホンドキツネ等の繁殖環境を維持保全します。

目 標	総合評価	目標番号	①	②	③
進捗状況	D	H20	C	E	D

現況と課題

「北本の動植物誌」（平成7年北本市教育委員会）に記載のある種のうち、「埼玉県レッドデータブック」に記載のある種は、植物25種、ほ乳類5種、鳥類59種、両生類3種、魚類5種、昆虫類43種となっています。特に、市域でオオタカやキツネ等の貴重な動物の生息が確認されており、これらの生育・生息環境を保全していく必要があります。

各課個別事業の取組状況

1 生物多様性の保持による生態系の保全

● 野生生物の生育・生息場所の確保／野生生物の保護体制の確立

- ・オオタカについては、過去に営巣した区域に飛来している痕跡が認められることから、引き続き「オオタカ等保護指針」に基づき、適切な処置を継続。また、平成17年度より実施している自然環境に配慮した公共施設整備を定めた事業計画の変更を進めてきたが、都市計画道路の工事着手前の埋蔵文化財調査により、学術的価値が高い遺物がデーノタメ遺跡から発掘されたことから、現在手続きが凍結されている。

〔久保特定土地区画整理事業：久保土地区画整理事務所〕

● 野生生物保護運動の啓発・推進

- ・「遊びの学校」は、平成20年7月22日～12月14日までの間に10回開催した。
「エコ・自然を大切にしよう」をテーマに、自然環境を守ること、自然の恵みを活かすこと、郷土北本を知ること、仲間づくりなどを目標に各種講座を実施した。「セミの羽化とホタル観察」、「草木染」など身近な題材を活用して子どもたちの体験活動を豊かなものにした。
来年度は、これまで好評な講座を中心に行う予定である。

〔あそびの学校の開催：生涯学習課〕

2 ビオトープづくり

● 民間保護団体への支援

- ・「1-2 自然環境の保全と創造、自然保護に関与する住民団体への支援」再掲（P24）

〔環境保全活動等への支援：みどり環境課〕

8 歴史的・文化的環境の保全と創造

平成27年（2015）度までの目標

- ① 現存社寺林や屋敷林、巨木・名木を維持保全します。
- ② 将来に向けて保全していきたい環境資産マップを作成します。
- ③ 郷土の歴史資料館を整備します。

目 標	総合評価	目標番号	①	②	③
進捗状況	D	H20	B	E	E

現況と課題

市内には、石戸城跡や八重塚古墳群をはじめ、有形文化財、民俗文化財や埋蔵文化財、神社仏閣など、歴史的遺産が数多く存在します。また、鎌倉街道、岩槻道、松山道などの古道沿いには道標や馬頭観音などの史跡が多く残されています。地域の豊かな自然環境の中で形成された社寺林や屋敷林も、古き北本の姿を今に伝える重要な景観を形づくっています。

これらの文化財や史跡といった歴史的遺産を後世に伝えていく必要があります。

各課の個別事業の取組状況

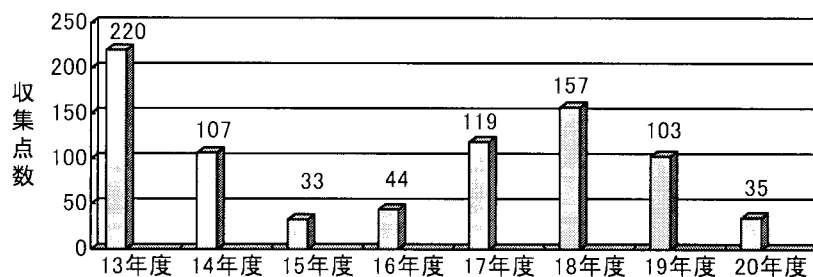
1 歴史的遺産の保存と活用

● 歴史・文化遺産の評価の推進

- ・市内に残された民具資料を後世に伝えるため、収集、整理を行った。

19年度 8件 103点収集（荷車車輪・クワ先・謄写版セット・てんびんばかり・番傘等）
 20年度 1件 35点収集（北本市地図法典・T定規・レベル等）

民具資料の収集点数の推移



[民俗資料の収集・整理事業：生涯学習課]

- ・ 蒲ザクラの孫株剪定、吊り上げ、消毒等を実施した。
- ・ 樹勢回復事業（土壌改良） 昨年同様、蒲桜の根の活性化を図ることに重点を置き、液肥を土中にて噴射する「フクラ緑化システム」を5月8日、9月4日、2月21日に施工し、土壌改良を行った。

[石戸蒲ザクラ保護・管理事業：生涯学習課]

- ・ 市指定天然記念物「エドヒガンザクラ」を保護するため、害虫防除、周辺の竹林を間引きなどの年間管理事業を実施した。エドヒガンザクラの根の活性化を図ることに重点を置き、液肥を土中にて噴射する「フクラ緑化システム」による土壌改良を5月8日、10月9日、2月25日、3月15日にそれぞれ実施した。

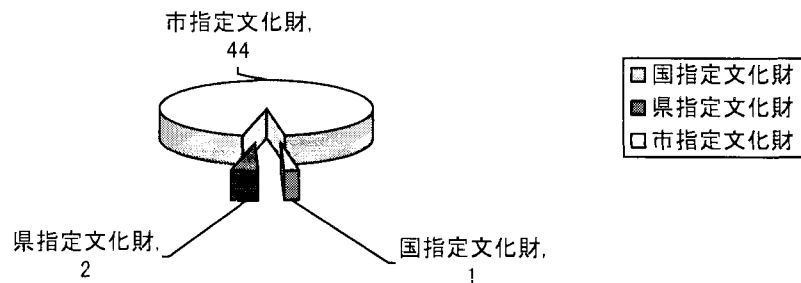
[エドヒガンザクラ保護・管理事業：生涯学習課]

- ・ 市内にある国、県、市指定文化財の保存・管理状況を把握し教育委員会管理以外の指定文化財 36件について管理謝礼を支出した。

国指定文化財 1件（石戸蒲ザクラ）

県指定文化財 2件（東光寺板石塔婆、多聞寺のムクロジ）

市指定文化財 44件（宮内氷川神社旧社殿ほか）



[指定文化財管理事業：生涯学習課]

- ・ 高尾カタクリ自生地の調査・整備は平成7年度より継続している。

平成20年度における事業は以下のとおりである。

4月 自生地調査

5月 採種

7月 播種

11月 自生地調査

[高尾カタクリ自生地の調査・保存：生涯学習課]

● 文化財保護思想の啓発

- ・ 板石塔婆収蔵庫の公開は、蒲ザクラの開花に合わせた定期公開と、市内小学校による地域学習、または研究者等の要望に応じて対応している。

春季の定期公開は平成20年4月5日（土）・6日（日）に実施し、2,253人の見学者があった。また、石戸小学校、北小学校、西小学校の社会科見学に対応した。

[東光寺板石塔婆収蔵庫の公開：生涯学習課]

- ・文化財の見学会を実施している。平成20年度は、「比企の歴史と自然を訪ねて」をテーマに埼玉県嵐山史跡の博物館や史跡等を見学し、34人の参加があった。

[文化財見学会事業：生涯学習課]

- ・文化センターを会場とし、デーノタメ遺跡第4次調査の報告会を平成21年3月15日に実施し、文化財への関心と理解を深めることができた。

[文化財関係展示会事業：生涯学習課]

- ・北本の歴史、自然等に対する理解と知識を高め、文化財保護を推進するため、地域資料室で保管している古文書の読解講座「第11回地域史料読解の会」を年間10回開催した。20年度は、「市内旧家の日記等を読み、市民の古文書に関する知識を深めることができた。延べ192人参加。

[市史講座の開催：生涯学習課]

● 文化財の調査の推進

- ・埋蔵文化財の調査は主に①試掘調査、②発掘調査に大別される。

平成20年度中に実施した試掘調査は17件、発掘調査はデーノタメ遺跡第4次調査、榎戸遺跡第3次調査の2件である。

デーノタメ遺跡第4次調査では、低湿地部分から縄文時代中期の水辺空間が確認され、漆塗土器、植物遺体とその廃棄遺構、水路等を検出。榎戸遺跡第3次調査では縄文時代前・後期、古墳時代、奈良時代の住居跡等を検出した。

[埋蔵文化財調査・整理事業：生涯学習課]

● 伝統芸能文化の継承と活用

- ・第10回北本市郷土芸能大会を文化センターホールにて開催した。

市内のお囃子6団体が競演したほか、郷土芸能秩父の仲間「郷芸銀美露」の特別出演があった。

実施日	観客・出演者
平成21年2月22日(日)	771名

[北本市郷土芸能大会：生涯学習課]

● 屋敷林や巨木・名木を保全する仕組みの検討

- ・「1-1 自然環境の保全と創造、雑木林や屋敷林の保護・保全」再掲(P23)

[保護地区・保護樹木等の指定：みどり環境課]

9 豊かな都市景観の創造

平成27年（2015）度までの目標

- ① 魅力ある景観づくりのための条例などを制定します。
- ② 環境教育としての市内清掃活動を実施します。

目 標	総合評価	目標番号	①	②
進捗状況	C	H20	C	B

現況と課題

市内には、武蔵野の面影を残す雑木林や屋敷林などによる、緑豊かな優れた景観が残されています。しかし、空き缶、タバコの吸殻などの散乱や粗大ごみの不法投棄などにより、景観が損なわれている箇所も見受けられます。

自然環境と調和した都市整備を図るとともに、ごみのポイ捨て、不法投棄の防止や美化・清掃活動を推進していく必要があります。

各課個別事業の取組状況

1 魅力ある都市景観の形成

● まちなみ景観の創造／道路景観の創造

- ・平成14年度に作成した街なみ環境整備事業計画書に基づき、三軒茶屋通りから南大通りまでの間に街路灯を整備した。

[中山道街並み整備事業：都市計画課]

- ・第四次北本市総合振興計画との整合と社会情勢への対応を図るため、北本市都市マスタープランを改定した。

[都市マスタープランの推進：都市計画課・関係各課]

- ・「1-3 自然環境の保全と創造、緑の保全・創造」再掲（P26）

[中丸三丁目地区計画推進事業：都市計画課]

- ・「5-1 市街地や住宅敷地の緑化の推進、緑化の推進」再掲（P35）

[生垣設置奨励事業：みどり環境課]

● 大規模プロジェクトや市街地整備計画の中での景観創造

- ・「1-3 自然環境の保全と創造、緑の保全・創造」再掲（P26）

[首都圏中央連絡自動車道整備に伴う要請：南部地域整備課]

2 清潔なまちづくりの推進

● 不法投棄防止対策の強化

・「1-1 自然環境の保全と創造、雑木林や屋敷林の保護・保全」再掲（P24）

[不法投棄監視パトロール事業：くらし安全課]

● 美化・清掃活動の推進

・今年度も、各自治会の御協力をいただき、「自らのまちは自らの手で清潔にし、そして汚さない」をスローガン清掃美化活動を実施した。今後、一人でも多くの方の積極的な参加をお願いします。

活動名	活動期間	参加者数
快適な環境づくり運動	平成20年5月6日 ～5月11日	107地区 のべ14,112人
環境美化運動	平成20年9月22日 ～11月16日	106地区 のべ14,118人
ボランティア団体清掃活動	年9回	—

[清掃美化活動の実施：くらし安全課]

・市民の主体的な清掃美化活動を促進し、市民と行政の協働によるまちの美化を図るため、「びかびか北本おまかせプログラム」（アダプト・プログラム）を展開した。（P20 参照）

登録団体数	17 団体
登録者数	1,667 人（平成21年3月31日現在）

びかびか北本おまかせプログラム登録団体

（H20.3.31 現在）

	団体（個人）名	活動場所	人数		団体（個人）名	活動場所	人数
1	富士重工業（株）	隣接市道・公園	812	10	軽部政則	市道・高尾スポーツ広場	個人
2	喜楽会	台原地内道路	14	11	さかえっこクラブ	市道	44
3	ホテルの里づくり推進協議会	高尾桜公園付近	175	12	まんまる公園周辺住民	久保まんまる公園	個人
4	クリーン夫婦	駅東口広場	2	13	高橋恵子	市道	個人
5	中丸1丁目自治会	地区内道路・中央緑地	358	14	びかびかさくらグループ	駅西口	20
6	北本里山の会	市道	20	15	びかびかかがやきグループ	駅西口	18
7	谷足里春秋クラブ	市道	73	16	トラスト保全8号地ボランティアスタッフ	野外活動センター トラスト周辺	21
8	（株）ウッド	市道	4	17	常泉 茂義	市道	2
9	さわやかさかいグループ	駅東口広場	101				

[公共施設の里親制度の実施：みどり環境課]

第2節 環境への負荷の少ない地域社会の実現

10 空気の清浄さの維持

平成27年（2015）度までの目標

- ① 二酸化窒素に係る環境基準をおおむね100%達成します。
- ② 公共交通機関を充実します。
- ③ 自転車駐車場の確保を推進します。
- ④ 市内走行バスを、ディーゼル車から次世代ハイブリッド車、天然ガス車など低公害車へ転換を促進します。
- ⑤ 新規幹線道路整備において自転車レーンの整備を促進します。
- ⑥ 幹線道路沿いにおいて環境基準を達成します。
- ⑦ 大気汚染監視体制を整備します。
- ⑧ 公用車を低公害車にします。
- ⑨ 野焼きパトロール体制を推進します。
- ⑩ 調査測定を推進します。

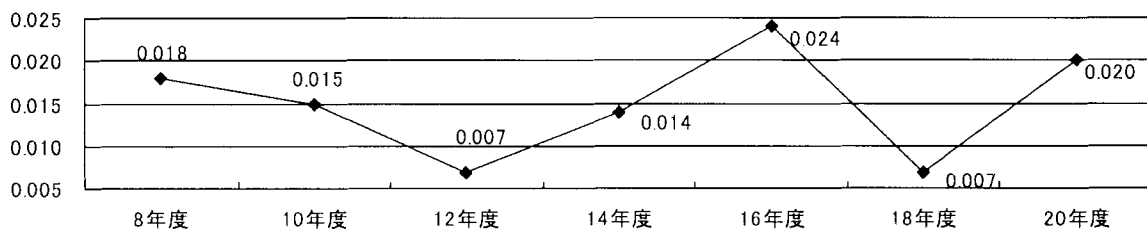
目 標	総合評価	目標番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
進捗状況	C	H20	C	C	A	D	D	E	D	C	C	D

現況と課題

大気汚染の主な原因は自動車や工場等からの排出ガスが挙げられ、排出された大気汚染物質は直接人の健康に及ぼすだけでなく、硫酸酸化物、窒素酸化物は酸性雨の原因にもなっています。

北本市の二酸化窒素濃度は、二酸化窒素測定結果の最大値を見ると、平成16年度が0.024ppmと過去10年間で最大になっていますが、環境基準は下回っています。平成20年度は、0.020ppmでした。引き続き国や県と連携して排出ガスの削減を図る必要があります。

北本市の二酸化窒素濃度調査結果(1日平均値の最大値 単位:ppm)



注) 上のグラフは各年4～5日間程度の連続調査を行った結果について、調査期間内の1日平均値の最大を示しています。

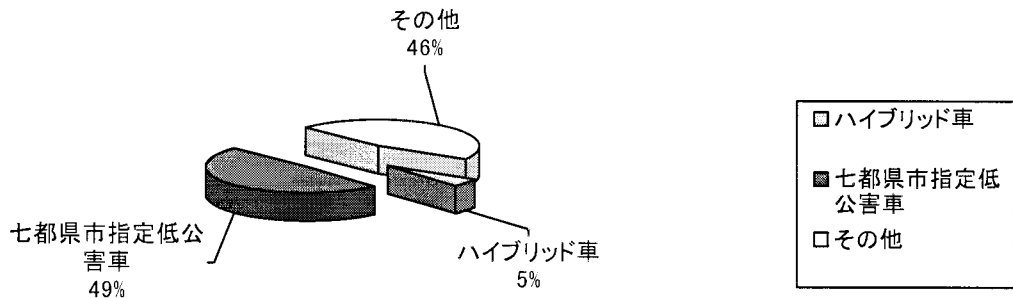
平成16年度から大気測定調査は、隔年実施となった。次回は、平成22年度実施の予定。

各課個別事業の取組状況

1 自動車排出ガス対策の推進

● 排出ガスの削減

- ・ 税務課 24 号車、産業振興課 28 号車、都市計画課 33 号車、くらし安全課防犯パト（2 台）、あすなる学園専用車の計 6 台を入れ替え、新規導入。これら車両 6 台は、すべて八都県市指定低公害車を導入しました。平成 21 年 3 月末現在、公用車両合計 79 台のうちハイブリッド車 4 台（5%）、七都県市指定低公害車 39 台（49%）となった。



[公用車両の低公害車導入：総務課]

- ・ バス交通の充実を図るため、環境負荷軽減の観点も含めた新たなバス交通の導入方針を検討した。

[バス事業者への要請：政策推進課]

- ・ 4 月・5 月・8 月の 3 回に職員あてにアイドリング・ストップの啓発通知を行った。また、アイドリング・ストップ運動を推進するため庁内放送を 9 月・12 月・3 月に職員及び来庁者への呼びかけを行った。

[公用車のアイドリング・ストップ運動：総務課]

- ・ 県条例に基づくアイドリング・ストップに関する権限が、平成 19 年度から県より委譲され、開発行為の事前協議時に開発者に対し県条例に基づく指導を行った。

[アイドリング・ストップ啓発運動：みどり環境課]

● 自動車交通対策の推進

- 北本市における環境大気の状態がどの程度になっているか確認することを目的として、大気汚染調査を実施した。大気汚染調査は平成16年度から隔年実施となりました。次回調査は平成22年度の予定です。以下は、平成20年度調査時の結果です。

調査内容

調査の対象	大気中の一酸化窒素及び二酸化窒素
調査測定場所	北本市荒井3丁目95番地 北本市西部公民館
測定年月日	平成20年11月18日～11月23日
測定方法	ザルツマン吸光光度法

調査結果

単位：ppm

調査項目		調査日	11月18日	11月19日	11月20日	11月21日	11月22日
			(火)	(水)	(木)	(金)	(土)
一酸化窒素	平均値		0.006	0.003	0.007	0.020	0.002
	最大値		0.025	0.007	0.033	0.063	0.009
	最小値		0.002	0.002	0.002	0.001	0.001
二酸化窒素	平均値		0.017	0.009	0.015	0.020	0.010
	最大値		0.037	0.018	0.029	0.029	0.029
	最小値		0.006	0.004	0.005	0.006	0.003
窒素酸化物	平均値		0.023	0.012	0.022	0.040	0.013
	最大値		0.053	0.024	0.055	0.082	0.038
	最小値		0.008	0.006	0.007	0.007	0.004

※ 環境基準 二酸化窒素 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

※ 窒素酸化物とは、物の燃焼によって生成される一酸化窒素や、大気中で一酸化窒素が酸化されてできる二酸化窒素が主要な物質で、呼吸器等に有害な気体。光化学スモッグの原因物質の一つと考えられています。特に二酸化窒素は、高濃度で人の呼吸器に悪い影響を与えるので、国では二酸化窒素に関する環境基準を設けて、排出量を少なくする努力をしています。

[大気汚染監視事業：みどり環境課]

1.1 水の清浄さの維持

平成27年（2015）度までの目標

- ① 市の各河川・水路において市域へ流入する場所と流出する場所の水質調査を実施します。
- ② 地下水の安全性に関わる定期的観測を実施します。
- ③ 市内湧水地点の調査と保全施策を推進します。
- ④ 河川・水路の水質が著しく悪化したときの対応マニュアルを策定します。
- ⑤ 市の河川・水路に魚が生息できるよう水質を改善します。
- ⑥ 公共下水道・合併処理浄化槽による生活雑排水の処理率を向上します。
- ⑦ 公共施設・事業所などにおいて、雨水利用・中水利用施設の整備を推進します。
- ⑧ 地盤条件などを考慮した雨水浸透施設（雨水マス・トレンチなど）を整備します。
- ⑨ 調査頻度を増やすなど、調査測定を推進します。

目 標	総合評価	目標番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
進捗状況	C	H20	A	A	C	E	D	B	B	C	A

現況と課題

市内の河川や水路におけるBOD調査結果によると、BODの最も大きい数値を観測したのは勝林水路（下石戸上⑥）で9.8mg/l、次いで谷田用水（古市場②）7.57mg/l、梅沢水路（中丸③）6.7mg/l、となっています。いまだ未処理の生活排水などによって、市街地を流れる水路等の水質が改善されていません。今後さらに、公共下水道や合併処理浄化槽による生活排水の処理を推進し、水質改善に努めていく必要があります。

また、雑木林、農地などの減少や都市化によって、雨水が地下に浸透しない地域が広がっています。引き続き、雨水保全能力を持つ雑木林、屋敷林、農地の保全や雨水浸透対策に努める必要があります。

河川・水路名等	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
谷田用水	4.6	3.5	4.6	3.2	3.4	2.9	2.4	30.0	7.5
梅沢水路	2.4	3.0	4.1	2.4	2.2	1.6	1.2	1.6	6.7
江川（勝林水路）	6.3	3.7	7.0	6.6	8.7	3.6	3.0	1.9	9.8
桜堤	2.8	3.9	2.6	2.8	3.4	5.4	1.5	3.2	2.8

※市内河川・水路における水質（BOD）調査結果（単位：mg/l）観測時期：H18まで夏～秋・H19～冬

各課個別事業の取組状況

1 生活排水などの浄化対策の推進

● 清浄な水の維持

- ・ 深井戸の水質を保全するため、設備の定期的な点検や各井戸の適量の水のくみ上げを行った。(桶川北本水道企業団)

[深井戸の水質保全：みどり環境課]

- ・ 安全な水を供給するため、法令に基づき、「健康に関連する項目」30項目、「水道水が有すべき性状に関連する項目」20項目、さらに水質基準を補完する項目として「水質管理目標設定項目」27項目について水質検査を実施した。なお、法令に基づいて行う水質基準項目の検査については、すべて適合という結果であった。(桶川北本水道企業団)

[水質検査体制の充実：みどり環境課]

2 健全な水循環の構築

● 湧水・地下水の水源かん養

- ・ 「1-1 自然環境の保全と創造、雑木林や屋敷林の保護・保全」再掲 (P23)

[保護地区・保護樹木等の指定：みどり環境課]

- ・ 「3-1 豊かな農地の保全と創造、農地や生産緑地の保全」再掲 (P29)

[生産緑地制度の運用：みどり環境課・産業振興課]

- ・ 「1-2 自然環境の保全と創造、湧水や谷津の保護・保全」再掲 (P25)

[雨水マス・トレンチの設置促進：下水道課]

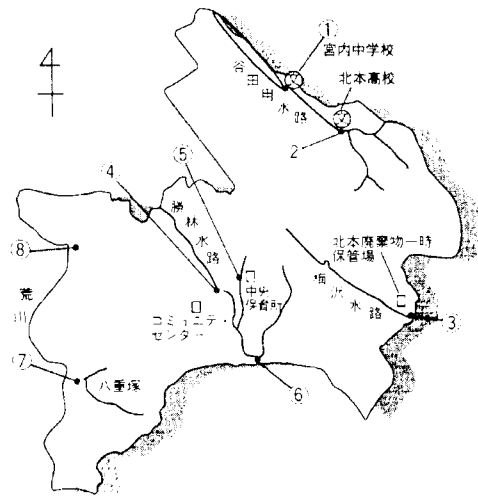
3 水質汚濁防止体制の推進

● 水質監視の充実

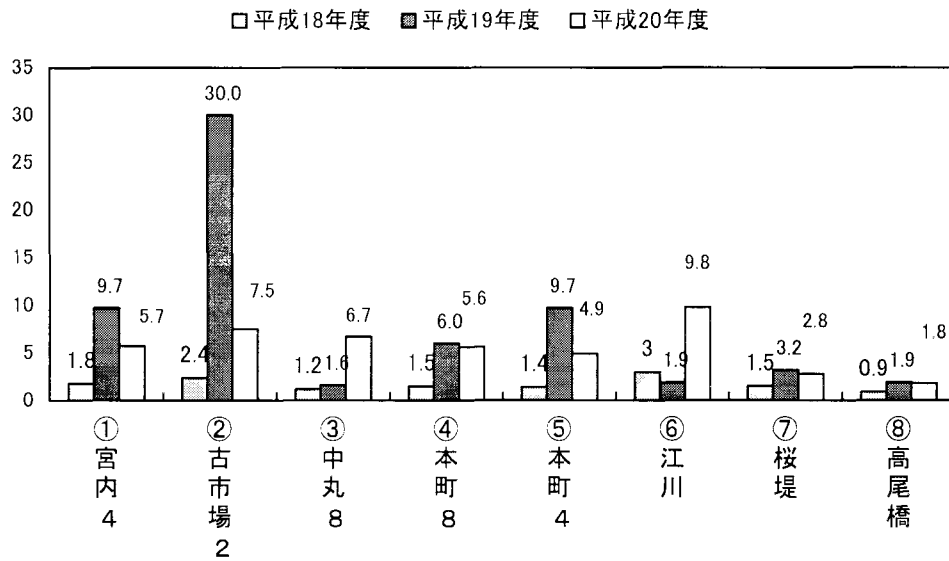
- ・ 市内を流れる河川、水路の汚染実態を把握するため、荒川、谷田用水、梅沢水路、江川（勝林水路）のそれぞれ最上流地点、最下流地点計8地点について水質調査を実施した。また、今まで夏から秋にかけて調査時期を設定していたが、自然水の流入の少ない湯水期である冬季に調査を実施することで、よりの確な生活排水の流入実態を把握した。

<資料90・91ページ参照>

水質環境調査地点



生物学的酸素要求量 (BOD※)



※BOD 生物学的酸素要求量…水中の汚濁物質が微生物により分解されるときに消費される酸素の量。この数値が大きいほど汚濁が進んでいます。

[水質測定調査：みどり環境課]

- ・市内を流れる荒川、谷田用水、梅沢水路、江川（勝林水路）の水質調査の結果について、広報「きたもと」に掲載し、公表することで、市民の水環境への意識を高めた。

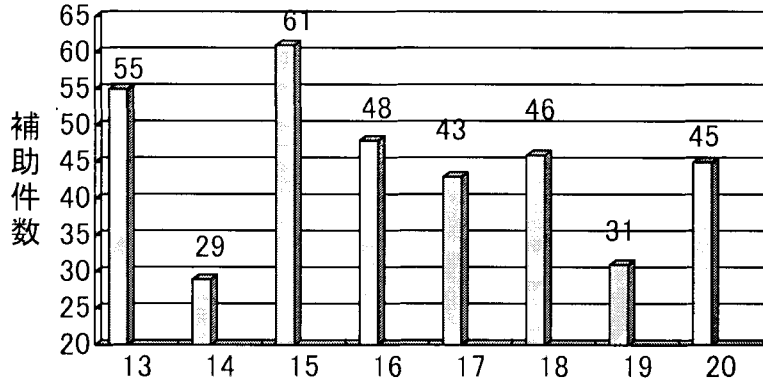
[水質測定調査の公表：みどり環境課]

- ・家庭雑排水による河川、水路の水質汚濁防止等を図るため、合併処理浄化槽設置の促進を目的に、設置者（公共下水道事業計画の認可区域外）に対し費用の一部を助成した。

19年度 助成件数 31件

20年度 助成件数 45件

合併処理浄化槽設置補助件数の推移



[合併処理浄化槽設置補助事業：くらし安全課]

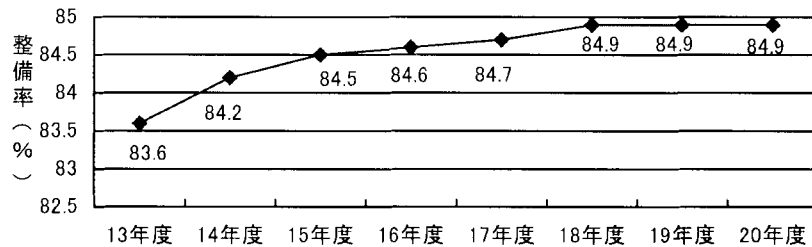
4 公共下水道の整備推進

- 公共下水道の整備推進

- ・河川・水路の水質を保全するとともに、清潔で快適な生活環境を確保するため、公共下水道の整備を推進した。

整備面積	0.04ha
整備済面積	579ha
整備率	84.9%
人口普及率	74.7%

公共下水道整備率の推移



[公共下水道整備事業：下水道課]

1.2 土壌汚染の防止

平成27年（2015）度までの目標

- ① 「北本市土砂等たい積規制に関する条例（H17年6月30日公布）」に基づき、埋め立てなどに伴う有害物質による土壌汚染の防止を推進します。
- ② 土壌汚染調査を実施します。
- ③ 過去の大型埋め立て場所のマップを作成し、土壌汚染の有無の調査を実施します。
- ④ 土壌汚染調査時の環境基準達成件数を100%にします。
- ⑤ 市内事業者における塩素系溶媒使用者の実態調査を行います。

目 標	総合評価	目標番号	①	②	③	④	⑤
進捗状況	C	H20	A	C	E	A	E

現況と課題

土壌汚染に関する苦情は、ここ数年発生していません。

しかし、不法投棄や汚染土による埋め立て、工場等の化学物質による土壌汚染は依然として危惧されることから、調査や監視体制を充実し、土壌汚染を防止する必要があります。

※ 土壌汚染調査は平成16年から隔年実施としました。ダイオキシン類調査と併せ平成20年度に実施しました。次回の予定は平成22年度です。

各課個別事業の取組状況

1 不法投棄・埋め立てなどに伴う土壌汚染防止対策の推進

● 埋め立てなどに伴う有害物質による土壌汚染の防止

- ・「北本市土砂等のたい積の規制に関する条例（平成17年度制定）」に基づき、パトロール等監視体制の強化に努めた。
- ・市内に現存する不法な土砂堆積物等についての調査指導を実施した。

[公害監視体制：みどり環境課]

● 不法投棄の監視体制強化

- ・「1-1 自然環境の保全と創造、雑木林や屋敷林の保護・保全」再掲（P24）

[不法投棄監視パトロール事業：くらし安全課]

2 化学物質による土壌汚染防止活動の推進

● ダイオキシン対策の推進

- ・ダイオキシン類特別措置法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく基準が強化され、基準に達しない焼却炉は使用できないため、事業所で使用する小規模な焼却炉の設置にあたっては、県への届出が必要であることを周知した。また、県中央環境管理事務所で毎月実施している立ち入り調査に同行した。

[廃棄物の焼却に関する規制の啓発：みどり環境課]

- ・ 土壌汚染調査、ダイオキシン類汚染調査については平成 16 年度から隔年実施となりました。次回実施は平成 22 年度の予定です。以下は、平成 20 年度調査時の結果です。

調査日 平成 20 年 11 月 5 日

調査地点 荒井 2 丁目地内（石戸小学校校庭）

調査結果 3.6pg-TEQ/ μm^3

※ 環境基準は 1,000pg-TEQ/ μm^3 以下

<資料 93 ページ参照>

[環境実態調査：みどり環境課]

● 農用地の土壌汚染防止

- ・ 「3-3 豊かな農地の保全と創造、環境保全型農業の推進」再掲（P30）

[埼玉県特別栽培農産物認証取得制度の普及・啓発：産業振興課]

- ・ 「3-2 豊かな農地の保全と創造、農業支援策の構築」再掲（P29）

[ごみ減量等推進市民会議活動支援事業：くらし安全課]

● 化学物質の不法投棄防止対策の強化

- ・ 「1-1 自然環境の保全と創造、雑木林や屋敷林の保護・保全」再掲（P24）

[不法投棄監視パトロール事業：くらし安全課]

1.3 騒音・振動の防止

平成27年（2015）度までの目標

- ① 騒音に係る環境基準を100%達成します。
- ② 騒音・振動測定体制を充実します。

目 標	総合評価	目標番号	①	②
進捗状況	C	H20	D	C

現況と課題

平成20年度の騒音に関する苦情は5件となっており、そのほとんどは建設作業による騒音と近隣騒音です。また、平成15年度まで実施した国道17号の自動車交通騒音調査結果では、すべての時間区分で環境基準を上回った状況にあります。

また、振動に関する苦情は毎年度5件未満となっています。なお、平成15年度まで実施した国道17号の自動車交通振動調査結果では、すべての時間区分で要請限度の範囲内の状況にあります。

今後も、自動車交通、工場・事業所、建設作業による騒音・振動、さらには近隣騒音・振動についての対策を必要に応じて講じる必要があります。

観測地点	年度	騒音		振動	
		昼間	夜間	昼間	夜間
国道17号 (深井4丁目地内)	平成14年度	72.0	72.0	55.0	56.0
	平成15年度	73.0	72.0	55.0	56.0
	環境基準 (要請限度)	70.0 (75.0)	65.0 (70.0)	(65.0)	(60.0)
県道東松山桶川線 (石戸8丁目地内)	平成14年度	71.0	67.0	50.0	40.0
	平成15年度	69.0	65.0	44.0	36.0
	環境基準 (要請限度)	70.0 (75.0)	65.0 (70.0)	(65.0)	(60.0)

▲市内騒音・振動調査結果

騒音測定値：等価騒音レベルLeq（単位：dB）

振動測定値：時間率振動レベルの80%レンジ 上端値L10（単位：dB）

※平成16年度以降は自動車交通騒音、振動調査は実施していません。

各課個別事業の取組状況

1 騒音・振動防止活動の推進

● 大規模プロジェクトの中での騒音・振動防止対策の検討

- ・「1-3 自然環境の保全と創造、緑の保全・創造」再掲（P26）

[首都圏中央連絡自動車道整備に伴う要請：南部地域整備課]

● 道路整備における騒音・振動防止対策の検討

- ・中央通線、市道12号線（西中央通線）の用地取得に努めた。

[都市計画道路の整備推進：道路課・都市計画課・関係各課]

1.4 悪臭の防止

平成27年（2015）度までの目標

① 事業所など予測される発生源への指導強化による悪臭予防対策を推進します。

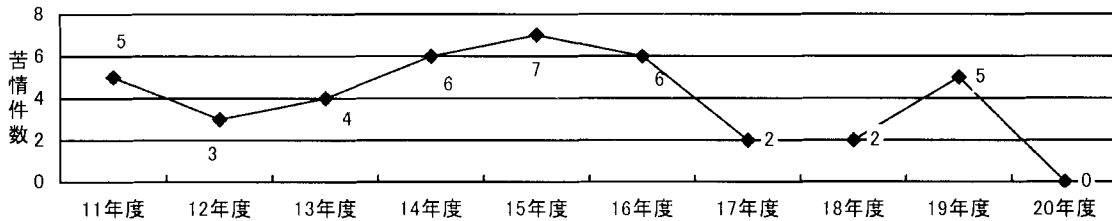
目 標	総合評価	目標番号	①
進捗状況	C	H20	C

現況と課題

悪臭公害には、食品加工過程で発生する臭気や塗装、印刷、プラスチック成型等から発生する有機溶剤臭、廃棄物焼却に伴う臭気等があります。平成20年度の悪臭に関する苦情はありませんでした。

しかし、今後も先述のように多様な原因による悪臭の発生が予想されることから、その対策を講じる必要があります。

悪臭に関する苦情受付状況



各課個別事業の取組状況

1 悪臭防止活動の推進

● 工場・事業所への啓発指導

- 17年度 指導件数 6件（事業所等の悪臭）
- 18年度 指導件数 3件（事業所等の悪臭）
- 19年度 指導件数 5件（事業所等の悪臭）
- 20年度 なし

[工場・事業所等における悪臭防止の啓発指導：みどり環境課]

15 化学物質による汚染の防止

平成27年（2015）度までの目標

- ① ダイオキシンの環境基準を100%達成します。
- ② 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR法) 施行に伴う情報公開の推進、事業者などへの指導や勉強会を実施します。

目 標	総合評価	目標番号	①	②
進捗状況	C	H20	B	E

現況と課題

平成20年度のダイオキシン類調査結果によると、市内の大気中に含まれるダイオキシン類毒性等量及び土壌中に含まれるダイオキシン類毒性等量は、いずれも法令の環境基準値より大幅に低い状況となっています。

人の生命や健康に大きな影響を及ぼす恐れのあるダイオキシンをはじめとする有害な化学物質について、関連情報の適切な収集と広報を行い、未然の予防策を講じる必要があります。

※ 平成16年度からダイオキシン類調査については、隔年実施としました。土壌汚染調査と併せ次回は、平成22年度に実施する予定です。

各課個別事業の取組状況

1 化学物質による汚染防止活動の推進

● 土壌汚染調査の充実

- ・ダイオキシン類による土壌汚染調査については平成16年度から隔年実施となりました。次回実施は平成22年度の予定です。以下は、平成20年度調査時の結果です。

調査日 平成20年11月5日

調査地点 荒井2丁目地内（石戸小学校校庭）

調査結果 $3.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$

※ 環境基準は $1,000\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下

<資料 93 ページ参照>

[環境実態調査：みどり環境課]

● 農用地の汚染防止

51 ページ「農用地の汚染防止」に準じる

16 省資源・省エネルギーの推進

平成27年（2015）度までの目標

- ① 公共施設などにおいて自然エネルギー・省エネルギー施設を導入します。
- ② 上水使用量を平成2年（1990）度レベルへ削減します。
- ③ 市全体のエネルギー消費実態が把握できるシステムを構築します。

目 標	総合評価	目標番号	①	②	③
進捗状況	C	H20	B	E	A

現況と課題

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式は、地球温暖化や酸性雨等の環境問題を引き起こし、地球環境へ負荷を与えています。

資源やエネルギーは限りあるものとして、また、その使用は地球環境に負荷を与えていることを考慮して、省資源、省エネルギーに取り組むことが求められています。

各課個別事業の取組状況

1 省資源・省エネルギー、再利用化の推進

● 市全体のエネルギー消費実態の把握

- ・北本市地球温暖化対策実行計画を推進し、市庁舎、文化センターのほか、各出先機関、小中学校において温室効果ガスの削減に向け取り組んだ。なお、北本市地球温暖化対策実行計画は環境マネジメントシステムにリンクさせ、取組み、報告を行っています。 <資料84 ページ参照>

[地球温暖化対策実行計画策定事業：みどり環境課]

● 電気・ガス使用量の抑制／水の有効利用

- ・市民や事業者に対し、電気やガス、水などの資源の使用量抑制を呼びかけ、地球温暖化防止を啓発するため、広報紙やホームページなどに地球温暖化に関する情報を掲載し、啓発した。

[地球温暖化防止啓発事業：みどり環境課]

● 資源の有効利用

- ・環境負荷の少ない製品を率先して購入するため、グリーン購入ガイドラインを作成し、ガイドラインに基づき各課においてグリーン購入を実施した。なお、環境マネジメントシステムに基づき各課のグリーン購入実績を把握している。 <資料89 ページ参照>

[グリーン購入推進事業：みどり環境課]

17 廃棄物の減量とリサイクルの推進

平成27年(2015)度までの目標

- ① 生産・販売事業者による包装材などの適正な回収と再資源化を指導します。
- ② 平成27年(2015)度までに燃やせるごみの発生量を平成10年(1998)度実績の85%にします。
- ③ 平成27年(2015)度までに資源回収量を廃棄物総排出量に対し25%にします。

目 標	総合評価	目標番号	①	②	③
進捗状況	C	H20	B	D	B

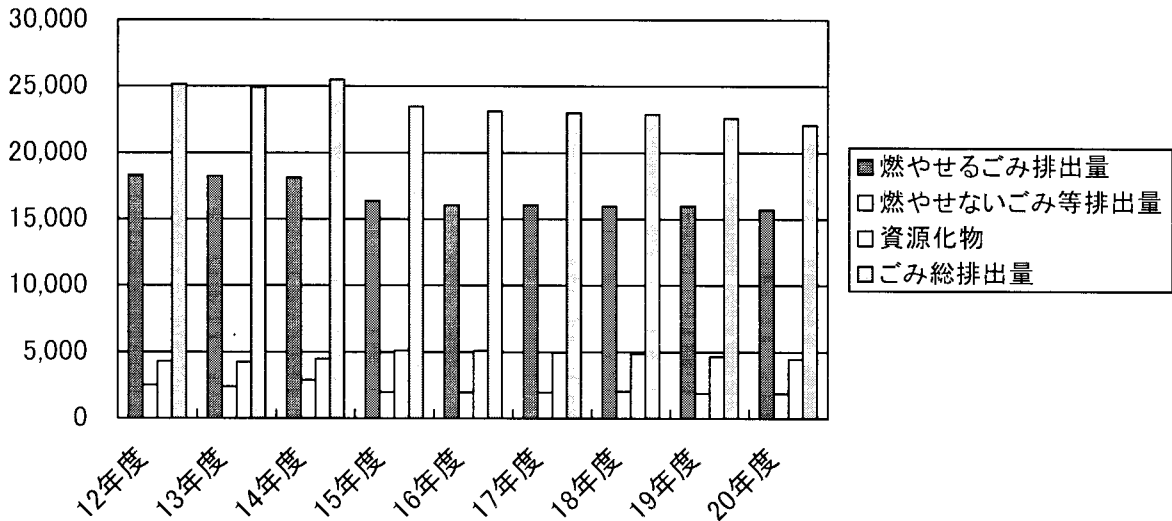
現況と課題

本市における一般廃棄物(ごみ)の総排出量は平成19年度で22,585t、平成20年度では22,049tとなっており、平成19年度と20年度を比較しますと2.4%の減となっています。市民1人当たり1日のごみの排出量は、平成19年度が875g、平成20年度では856gとなっており、平成19年度と20年度を比較しますと2.2%の減となっています。

平成19年度と平成20年度との比較では、各分別ごみについては、1.8%減量され、資源類についても、4.6%の減量となっています。今後ごみの分別に努め発生を少なくする他、発生してしまったごみについては、再使用、再利用を推進していく必要があります。

▼ごみ排出量の推移

	平成10年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
人口 単位:人 (各年度末現在)	69,845	70,557	70,769	71,050	71,076	71,078	71,000	70,702	70,575
世帯 単位:世帯 (各年度末現在)	23,584	24,769	25,313	25,749	26,140	26,597	26,929	27,195	27,504
燃やせるごみ 排出量	16,535 t	18,234 t	18,110 t	16,356 t	16,047 t	16,053 t	15,957 t	16,003 t	15,720
燃やせるごみ排 出量H10比(%)	100	110.3	109.5	98.9	97.0	97.1	96.5	96.8	95.1
燃やせないごみ 等排出量	1,736 t	2,411 t	2,882 t	2,004 t	1,965 t	1,967 t	2,037 t	1,905 t	1,865
資源化物	4,278 t	4,247 t	4,489 t	5,114 t	5,100 t	4,971 t	4,880 t	4,677 t	4,464
ごみ総排出量	22,849 t	24,892 t	25,481 t	23,474 t	23,112 t	22,991 t	22,874 t	22,585 t	22,049 t
資源化率	18.72%	17.06%	17.62%	21.79%	22.07%	21.62%	21.33%	20.71%	20.71%
一人1日あたり のごみ排出量	896 g	967 g	986 g	905 g	891 g	886 g	883 g	875 g	856 g



各課個別事業の取組状況

1 ごみの減量化・再資源化運動の推進、資源有効活用の奨励

● 民間団体への活動支援

- ・ごみの減量化とリサイクルの促進を目的に取り組んでいる「ごみ減量等推進市民会議」の活動（市民大会、研修会、生ごみリサイクル農園、施設見学会等）に対し、助成等の支援を行った。

[ごみ減量等推進市民会議開催支援：くらし安全課]

- ・市役所駐車場を会場として、ごみ減量等推進市民会議が主催するフリーマーケットを支援した。

平成20年 5月13日（日） 25区画

平成20年 10月 5日（日） 32区画

[ごみ減量等推進市民会議活動支援事業：くらし安全課]

- ・北本リサイクル事業協同組合が粗大ごみを修理、再生し、「リサイクル品」として再利用する活動を支援し、再生品の利用を促進した。

[粗大ごみの再生品利用促進：くらし安全課]

● リサイクル活動の普及・支援

- ・建設事業において発生する建設資材の再資源化のため、設計の段階で再処理施設への持ち込みや工事での再生資材（再生合材・再生砕石・再生砂）を使用した。また、建設副産物については、建設工事に係る資材再資源化等に関する法律に基づき適正に処理し、リサイクルを推進した。

[建設事業におけるリサイクルの推進：道路課・建築開発課・関係各課]

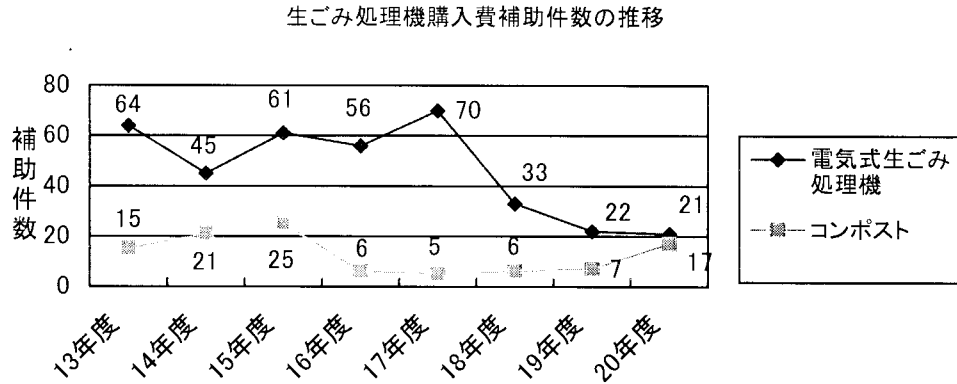
- ・各工事において、建設リサイクル法を基本に取り組んでいるが、「特定建設資材」のみならず、その他建設廃材についても分別を指導し、資源として再利用されるよう指導した。今後の建設事業における産業廃棄物の適正処理の推進と、ゼロエミッションへの取組みが課題となっています。

[建設事業におけるリサイクルの推進：道路課・建築開発課・関係各課]

● ごみの発生抑制の推進

・ 生ごみの減量化及びたい肥化による資源の有効利用を図るため、家庭及び集会施設から排出される生ごみを処理する生ごみ処理容器（コンポスト）、電気式生ごみ処理機購入に対し、費用の一部を助成した。

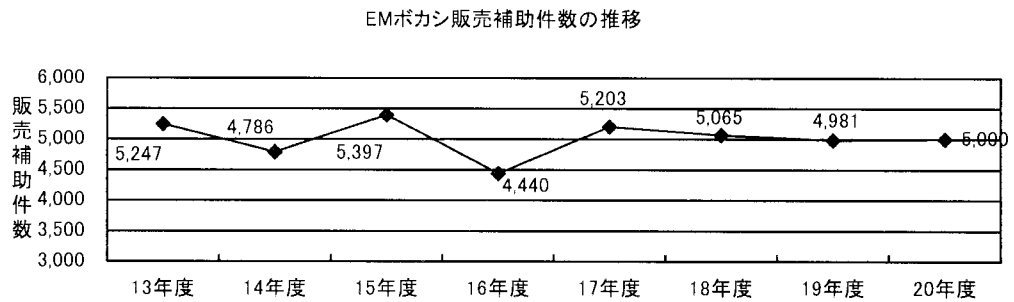
19年度 補助件数 29件(電気式:22件、コンポスト: 7件)
 20年度 補助件数 38件(電気式:21件、コンポスト: 17件)



[生ごみ処理容器（コンポスト）・電気式生ごみ処理機購入費補助事業：くらし安全課]

・ 生ごみの減量化及びたい肥化による資源の有効利用を図ることを目的に、ごみ減量等推進市民会議が行う生ごみ発酵促進剤（EM ボカシ）販売補助事業を支援した。

19年度 販売補助件数 4,981 袋
 20年度 販売補助件数 5,000 袋



[ごみ減量等推進市民会議活動支援事業：くらし安全課]

1.8 循環型ごみ処理方法の推進

平成27年（2015）度までの目標

- ① 資源化物回収ルート確保と、施設やシステムの確立による資源化可能物の有効活用を推進します。
- ② 学校及び学校給食施設からの生ごみのコンポスト（たい肥化）などによる資源化を推進します。
- ③ 平成27年（2015）度までに焼却灰以外の埋め立て量＝0を目指します。
- ④ 平成20年（2008）度に一般廃棄物処理基本計画を見直します。

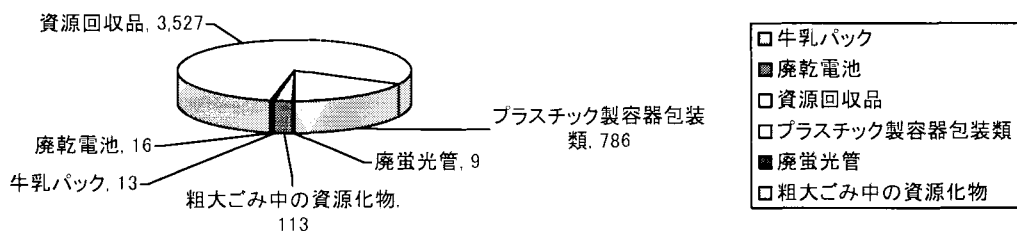
目 標 進捗状況	総合評価	目標番号	①	②	③	④
	B	H20	B	C	A	A

現況と課題

北本市の収集ごみの資源化率は平成19年度が20.71%で、平成20年度は20.25%となっており、平成19年度と比較し、0.46ポイント減少しています。資源は限りあるものであることを啓発し、循環型社会の構築に向け、より一層資源化率を高める必要があります。

資源化率の推移（単位：t）

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
牛乳パック	15	15	14	14	15	10	14	13
廃乾電池	20	21	21	20	22	17	18	16
資源回収品	3,948	4,104	4,329	4,172	4,036	3,949	3,738	3,527
廃蛍光管	—	—	—	—	—	6	9	9
プラスチック製容器包装類	—	—	584	737	762	775	782	786
粗大ごみ中の資源化物	264	349	166	157	136	123	116	113
計	4,247	4,489	5,114	5,100	4,971	4,880	4,677	4,464
資源化率	17.06%	17.62%	21.79%	22.07%	21.62%	21.33%	20.71%	20.25%



各課個別事業の取組状況

1 廃棄物の適正処理の推進

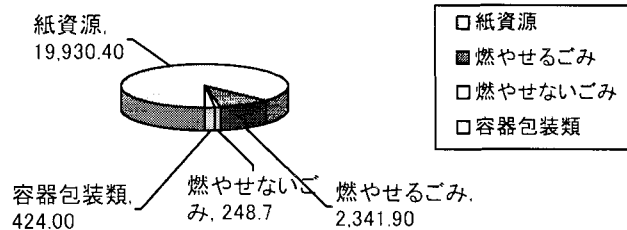
● 資源回収の推進

- ・家庭から出されるもやせないごみの処理過程で回収される資源類について、平成19年度から、もやせないごみの処理方法（サーマルリサイクル→焼却灰埋立）を見直し、今までの処理会社から、もやせないごみの処理をセメント製造工程に採り入れた技術をもつ処理会社へ変更し、焼却灰の再利用（セメント化）を図り焼却灰埋立量をゼロにした。（詳細P.18）

[廃棄物処理方法の見直し：くらし安全課]

- ・市庁舎から出るごみを「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「プラスチック製容器包装類」の3種類に分別し、焼却・埋め立てごみを削減するとともに、紙類のリサイクルを推進し、ごみの分別収集を徹底した。

分 別	平成20年度	平成19年度	増減率
燃やせるごみ	2,341.90kg	3,165.60 kg	△26.0%
燃やせないごみ	248.70kg	755.70 kg	△67.1%
容器包装類	424.00kg	322.10 kg	31.6%
紙資源	19,930.40kg	15,753.90 kg	26.5%

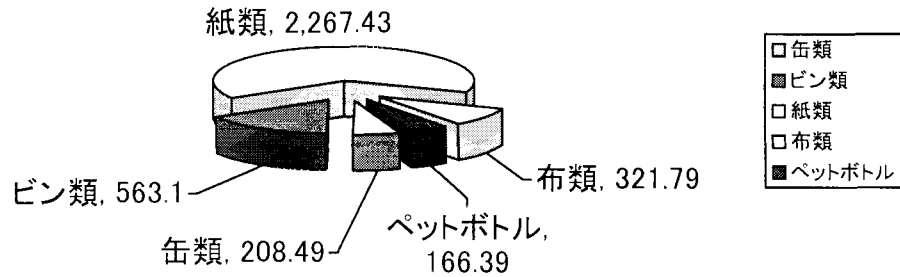


[市庁舎内のごみの分別収集の徹底：総務課]

- ・ごみカレンダーを作成、配布し、自治会を単位に缶類、ビン類、紙類、布類、ペットボトルの資源回収を実施した。

資源回収実績

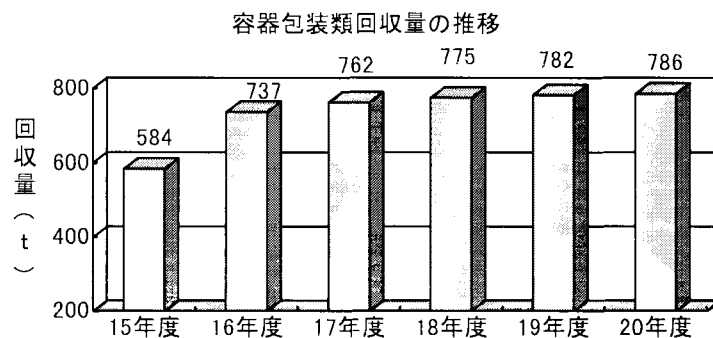
種類	20年
缶類	208.49 t
ビン類	563.10 t
紙類	2,267.43 t
布類	321.79 t
ペットボトル	166.39 t
回収量	3,527.20 t



[資源回収の充実：くらし安全課]

- ・容器包装リサイクル法に基づき、平成 15 年度より開始したペットボトルを除くプラスチック製容器包装類の分別収集を実施した。

19年度 回収量 782 t
20年度 回収量 786 t



[容器包装リサイクル法に基づいた、その他プラスチック製容器包装の分別収集事業：くらし安全課]

- ・「17-1 廃棄物の減量とリサイクルの推進、ごみの減量化・再資源化運動の推進、資源有効活用の奨励」

再掲 (P61) [廃棄物処理方法の見直し：くらし安全課]

● 学校からの生ごみの資源化を推進

- ・ 栄小学校の分解消滅型の生ごみ処理機、中丸東小学校の高速バイオ式の生ごみ処理機とも順調に稼働している。中丸東小学校は、たい肥化を行う際の人員確保等の課題がある。

[生ごみたい肥促進事業：教育総務課]

● リユース・リサイクル製品の率先使用

- ・「16-1 省資源・省エネルギーの推進、省資源・省エネルギー、再利用化の推進」再掲 (P56)

[グリーン購入推進事業：くらし安全課]

- ・「17-1 廃棄物の減量とリサイクルの推進、ごみの減量化・再資源化運動の推進、資源有効活用の奨励」

再掲 (P58) [建設事業におけるリサイクルの推進：道路課・建築開発課・関係各課]

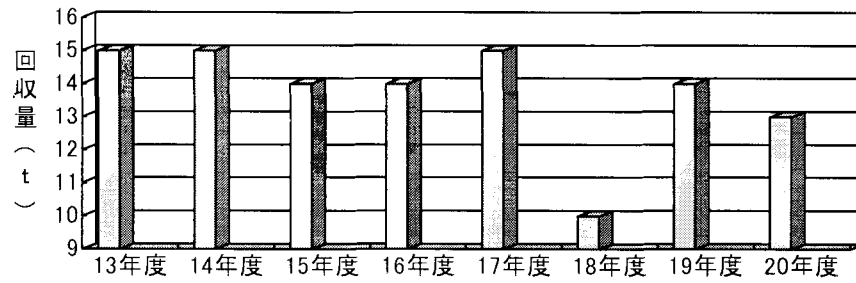
● リサイクル活動の推進

- ・牛乳パックを回収するため、市内公共施設25箇所に回収箱等を設置し、拠点回収を行った。

19年度 回収量 14 t

20年度 回収量 13 t

牛乳パック回収量の推移



[牛乳パック回収事業：くらし安全課]

第3節 地球環境を守る地域からの取り組みの推進

19 地球環境問題への取り組み

平成27年（2015）度までの目標

- ① 地球規模の環境問題に関する情報を提供します。
- ② 市庁舎における温暖化効果ガス排出量の把握と低減措置を推進します。
- ③ オゾン層破壊物質の回収を推進します。
- ④ 酸性雨対策を推進します。
- ⑤ 熱帯材使用抑制、代替材使用などを推進します。
- ⑥ 家庭部門での地球温暖化対策の推進に向けた第1歩として1世帯当たりの温室効果ガス排出量を平成2年（1990）度レベルより6%削減を目指します。
その後、他の部門での削減や国・県と連携により、市域からの温室効果ガス排出量の一層の削減を進めます。

目 標	総合評価	目標番号	①	②	③	④	⑤	⑥
進捗状況	C	H20	C	B	A	C	C	D

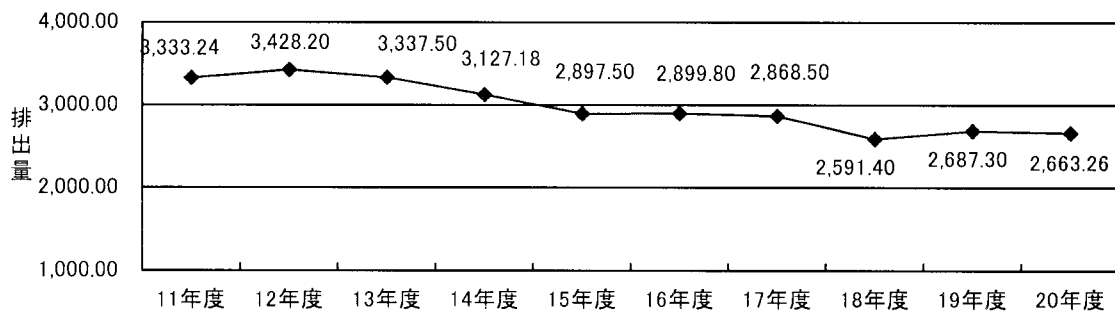
現況と課題

地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨等の地球環境問題は益々深刻化しています。

これらの問題を解決するためには、大量生産、大量消費、大量廃棄といった現在の社会を循環型社会に変えていく必要があります。そのためには、私たち自身が日常生活の中で、環境への負荷の少ない生活に取り組んでいく必要があります。

温室効果ガス排出量の推移

単位：t-CO₂



注) 上のグラフは、北本市役所の事務事業における温室効果ガス排出量の推移を表わしたものです。

各課個別事業の取組状況

1 地球温暖化防止対策の推進

● 地球温暖化効果ガスの発生抑制

- ・市の事務事業を、日常の事務運営等における環境配慮、市庁舎及び文化センターの環境設備等の適正管理、施策・事業における環境配慮に分類し、それぞれ目標を設定し、推進することで、総合的な環境負荷の低減を図った。平成20年度はISO14001の定期審査を受けた。

[ISO14001 認証取得・運用：みどり環境課]

- ・市内の一般家庭から排出される温室効果ガスの削減を目指し、行政、市民との協働によるCO2削減の取組み方法を継続的に調査・研究を行った。

[地球温暖化防止啓発事業：みどり環境課]

● 省エネルギーの推進

- ・「16-1 省資源・省エネルギーの推進、省資源・省エネルギー、再利用化の推進」再掲（P56）

[地球温暖化防止啓発事業：みどり環境課]

● 雑木林の保護・保全

- ・「1-1 自然環境の保全と創造、雑木林や屋敷林の保護・保全」再掲（P24）

[北本中央緑地整備事業：都市計画課]

- ・「1-1 自然環境の保全と創造、雑木林や屋敷林の保護・保全」再掲（P23）

[保護地区・保護樹木等の指定：みどり環境課]

- ・「1-1 自然環境の保全と創造、雑木林や屋敷林の保護・保全」再掲（P24）

[ふるさと埼玉の緑を守る条例の活用：みどり環境課]

3 酸性雨対策の推進

● 自動車排出ガス対策の推進

- ・「10-1 空気の清浄さの維持、自動車排出ガス対策の推進」再掲（P44）

[公用車両の低公害車導入：公用車のアイドリング・ストップ運動：総務課]

[アイドリング・ストップ啓発運動：みどり環境課]

● 自動車交通対策の推進

- ・「10-1 空気の清浄さの維持、自動車排出ガス対策の推進」再掲（P45）

[大気汚染監視事業：みどり環境課・関係各課]

4 その他、地球規模の環境問題に対する対応

● 熱帯材の使用抑制

- ・型枠材の熱帯材の使用については、設計図書で使用しないよう規定する。その他仕上材なども違法伐採材の輸入禁止措置に基づく、トレーサビリティを視野に入れ、極力熱帯材の使用は設計時に控えるようにする。

[熱帯材の使用抑制事業：建築開発課]

● 地球環境問題の情報提供

- ・「16-1 省資源・省エネルギーの推進、省資源・省エネルギー、再利用化の推進」再掲（P56）

[地球温暖化防止啓発事業：みどり環境課]

20 環境教育・環境学習の振興

平成27年（2015）度までの目標

- ① 環境に関わる市民の自主的な勉強会などの支援制度を整備します。
- ② 市民の人材登録による人材活用と環境づくり活動のリーダー育成を支援します。
- ③ 埼玉県自然学習センターなどと連携した環境教育・環境学習を推進します。

目 標	総合評価	目標番号	①	②	③
進捗状況	C	H20	D	C	B

現況と課題

小中学校では、環境教育が進められています。また、一般市民向けの講座では、環境をテーマとしたものが少ない状況にあります。

自然と共生する持続的発展が可能な循環型社会を構築していく上で、市民の環境に対する理解と知識を高めるためには環境教育・環境学習はたいへん重要です。

各課個別事業の取組状況

1 学校における環境教育・環境学習の推進

● 学校における環境教育・環境学習の充実

- ・環境教育全体計画、年間指導計画を全小中学校で整備し、各教科、総合的な学習の時間等で環境学習を推進した。また、地域の人材や自然学習センターをはじめとした関係施設等を積極的に活用した環境学習を推進した。
- ・石戸小では、「高尾宮岡トラスト地」において、動植物の生息を学習するとともに、環境保全についての意識を高めた。

[環境教育・環境学習の強化・推進の検討：学校教育課]

- ・小学校生活科の学習で、校外の自然環境の中での遊びを通して、自然環境に親しむ学習を展開している。また、各小中学校の「総合的な学習の時間」の年間指導計画に従い、「環境」「地域」等をテーマに取り上げ、北本の自然環境を調べる学習を展開した。

[自然環境を利用した体験学習：学校教育課]

- ・市内小学校全学年で、農業青年会議所と連携し、各学校の近隣農家の協力を得て、ジャガイモ、大根等の作物を栽培、収穫し、農作業体験を通じた環境学習を推進した。

[体験農場事業：学校教育課]

- ・「EM菌」の活用 プールの浄化（全小中学校）・トイレ清掃に利用（石戸小・西小）

- ・ 石鯰づくりに利用（中丸小：第4学年で実施・南小：第5学年で実施・西小第4学年で実施）
[教職員の環境研修事業：学校教育課]
- ・ 南小学校では、ビオトープにおいてホタルを飼育し、保護者や市民等を対象に「ホタル鑑賞会」を開催した。この取り組みを通じて、児童に自然に親しむ機会設定することができた。
- ・ 東小学校の、ビオトープ整備も軌道に乗り、児童の環境学習も継続して実施している。南小学校、中丸東小学校、宮内中学校にもビオトープが継続して設置されており、動植物が自然の姿で生息する様子が整っている。特に、理科や総合的な学習の時間の事業において、生き物同士のかかわり、生態系について学習した。
[学校ビオトープ整備事業：学校教育課]



南小学校ビオトープ

2.1 情報の提供

平成27年（2015）度までの目標

- ① 環境年次報告書を作成します。
- ② インターネットのホームページにより環境情報を定期的に提供します。
- ③ 広報等を活用した環境情報の提供を実施します。
- ④ 将来に向けて保全していきたい環境資産マップを作成します。

目 標	総合評価	目標番号	①	②	③	④
進捗状況	C	H20	A	B	B	E

現況と課題

市では、北本市情報公開条例に基づいて情報公開を行っています。また、広報「きたもと」により逐次環境情報の提供を行っているほか、市のホームページで環境マネジメントシステムの取り組み結果を公表しています。

市民一人ひとりが環境に対する理解と認識を深め、環境の保全と創造に向け行動することができるように、環境情報を公開、発信していく必要があります。

各課個別事業の取組状況

1 環境情報の収集

● 市民意識の把握

・「市長への手紙」「市政モニター通信」を通して、市政に対する意見・要望を聴取している。聴取した意見・要望については、本人に回答するとともに、ホームページ、広報紙で公開した。

（「市長への手紙」196件中、環境・公害等に関するものは13件）

（「市政モニター通信」5件中、環境・公害等に関するものは1件）

[市民意識調査：秘書広報課]

2 環境情報の提供

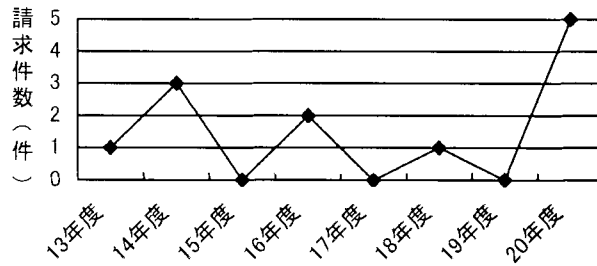
● 環境情報の公開

・北本市環境基本条例に基づき、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策・事業を公表するため、環境基本計画に位置付けられた施策・事業の取り組み状況や実績などを調査し、結果をまとめ、施策・事業の取り組み状況や計画の進捗度などを記載した年次報告書を作成した。

[環境基本計画年次報告書の作成：みどり環境課]

- ・環境に関する情報公開については、20年度5件であった。

情報公開請求件数の推移



[情報公開制度の運営：総務課]

- ・きめ細かい市民への支援と行政の透明性を確保するため、ホームページを開設・運営し、市政情報の積極的な提供とともに、電子メールによる市民の声を広く聴取するなど、市と市民を結ぶ市政運営の第一線のツールとして積極的に活用した。

[ホームページの開設・運営：環境課・秘書広報課]

● 環境情報の発信

- ・広報「きたもと」に環境状況実態調査の結果や地球温暖化防止等に向けた情報等を掲載した。

環境関連掲載記事一覧

掲載号	掲載内容
4月号	びかびか北本おまかせプログラム
6月号	水質環境実態調査結果について
7月号	夏のエコライフキャンペーン
9月号	環境美化運動へのご協力について
1月号	パブリックコメントの実施 ・環境基本計画改定案について 環境基本計画年次報告書の公開

[環境情報等の公表：みどり環境課]

2.2 市・市民・事業者・民間団体の協働（パートナーシップ）

平成27年（2015）度までの目標

- ① 市民による環境保全活動の支援制度を整備します。
- ② 環境保全に関する市民団体の育成・連携を促進します。
- ③ 市民・事業者・民間団体の行動指針を作成します。

目 標	総合評価	目標番号	①	②	③
進捗状況	C	H20	B	C	C

現況と課題

現在、市民や民間団体によって環境の保全活動等が自主的に行われています。環境問題を解決していくためには、市、市民、民間団体、事業者等が連携して取り組んでいく必要があります。

各課個別事業の取組状況

1 環境保全活動への支援

● 環境保全活動への支援

- ・「1-1 自然環境の保全と創造、雑木林や屋敷林の保護・保全」再掲（P23）
[協定雑木林の維持・管理事業・雑木林に親しむ集い：都市計画課]
- ・「1-2 自然環境の保全と創造、自然保護に関与する住民団体への支援」再掲（P24）
[環境保全活動等への支援：みどり環境課]
- ・「3-2 豊かな農地の保全と創造、農業支援策の構築」再掲（P29）
[農業後継者団体への支援：産業振興課]
- ・「3-2 豊かな農地の保全と創造、市民農園、観光農園の整備」再掲（P29）
[ごみ減量等推進市民会議活動支援事業：暮らし安全課]
- ・「3-2 豊かな農地の保全と創造、生産者と消費者の交流事業」再掲（P30）
[「菜の花まつり」への支援：産業振興課]
- ・「9-2 豊かな都市景観の創造、清潔なまちづくりの推進」再掲（P42）
[公共施設の里親制度の実施：暮らし安全課]

本報告書に掲載されている主な環境保全活動市民団体

団体名	活動内容	会員数	掲載ページ
北本雑木林の会	協定雑木林の維持管理、北本中央緑地指定管理者	36	23
高尾カタクリ保存会	カタクリ等の自生地管理・保存	43	23
城ヶ谷桜保存会	桜の管理、育成及び普及	26	23
北本ごみ減量等推進市民会議	ごみ減量化・再資源化の促進・意識改革の推進	625	29
景観作物振興会	農業振興・環境保全・観光・菜の花まつり	43	30
北本菊花愛好会	菊の普及・啓発・育成、菊まつり支援	35	35

2.3 国・県や他の地方公共団体との連携

平成27年（2015）度までの目標

- ① 市民等から市への、市から県や国への要望書の内容と結果について公表・周知します。
- ② 河川や大気など、広域的取り組みが重要な環境問題に関して、埼玉県央都市づくり協議会へ部会を設置するなど、近隣自治体と定期的な協議を行います。

目 標	総合評価	目標番号	①	②
進捗状況	B	H20	B	B

現況と課題

大気や河川・地下水の水質、地球環境問題など、市域での取り組みだけでは補いきれない環境問題が数多くあります。

このような広範な環境問題について、国・県や周辺の地方公共団体と連携して問題解決に向け取り組む必要があります。

各課個別事業の取組状況

1 他の地方公共団体との連携

● 共通課題への取り組み

- ・環境行政等の情報交換及び調査・研究等を目的に県内市町村等が組織する団体に加入し、情報の収集や研修に参加した。

協議会等	構成
埼玉県環境事務研究会連合会	県内全市町村
埼玉県清掃行政研究協議会	県内 18 市町村
埼玉県中部地域環境事務研究会	県内 13 市町
埼玉県央荒川クリーン協議会	県央域市町・国・県 警察等 9 機関

[行政機関が構成する協議会等への参加：くらし安全課・みどり環境課]

2.4 環境影響評価の推進

平成27年（2015）度までの目標

- ① 環境影響評価制度づくりを検討します。
- ② 開発行為に際して、計画段階における環境影響評価を実施します。

目 標	総合評価	目標番号	①	②
進捗状況	D	H20	D	D

現況と課題

国では、平成9年に「環境影響評価法」を制定し、大規模な開発事業全般について環境影響評価を実施するよう定めています。この法律を受けて、県では国の制度よりも対象事業範囲を広くした環境影響評価条例を制定しています。

今後、国や県の制度でカバーできない事業について、市としての環境影響評価のあり方を検討する必要があります。

各課個別事業の取組状況

1 国・県の環境影響評価制度の活用

- 国・県の環境影響評価制度の適切な運用
 - ・国・県の環境影響評価制度の対象となる開発事業については、法律・条例に基づき、事業者へ指導を行う。なお、20年度は該当事業なし。

[国・県の環境影響評価制度の適切な運用：都市計画課・建築開発課・関係各課]

2 市の環境影響評価制度の整備

- 市環境影響評価制度づくりの検討
 - ・現在、民間開発時には、市の開発指導要綱に基づき、市と開発業者の間で開発内容の事前協議を実施し、環境への負荷の軽減に配慮するよう求めてきたが、協力要請が主な内容であった。そこで、環境基本計画の改訂の中で公共事業や開発等の際に、事業の立案・計画策定段階から環境保全の事前配慮を求め、市独自の環境影響評価制度作りに向けた試行段階として土地利用・開発事業等環境配慮基本指針を定め今後の活用に努めた。

[市環境影響評価制度づくりの検討：みどり環境課]

2.5 環境監査の普及

平成27年（2015）度までの目標

- ① 市庁舎及び文化センターにおいてISO14001の認証に基づく取り組みを実施し、実施内容や結果などを市民へPRします。
- ② 市内事業所における環境マネジメントシステム等の認証取得を支援します。

目 標	総合評価	目標番号	①	②
進捗状況	C	H20	A	D

現況と課題

市では、平成12年度に環境マネジメントシステムを構築・運用し、ISO14001の認証取得に向け取り組んできましたが、平成13年4月1日に、JQA（日本品質保証機構）によるISO14001の認証を取得しました。

今後は、市内の事業所についてもISO14001やエコアクション2.1の認定取得を支援して行く必要があります。

各課個別事業の取組状況

1 市の環境監査推進

- 市の環境マネジメントシステムの導入推進
 - ・市の環境マネジメントシステムの状況について市ホームページに掲載した。
 - ・「19-1 地球環境問題への取り組み、地球温暖化防止対策の推進」再掲（P65）

[ISO14001 認証取得・運営：みどり環境課]

2 事業所の環境監査支援

- 事業所の環境マネジメントシステムの導入支援
 - ・市内事業所等に対して、各種環境マネジメントシステムの構築に対する相談等を受けている。

[環境マネジメントシステム構築・支援：みどり環境課]